

生命と財産を守る緊急な課題でありますから、ひとつ政府としてこの保安行政の基本的な姿勢について冒頭ひとつ河本通産大臣からお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 液化石油ガスの普及状態は非常に広範囲になつておられます。非常に多くあります。家庭でこれを使用しておるわけでござりますが、実はこれだけ広く使用されておりますが、保安面でなお不十分な点がございまして、事故が残念ながら後を絶たないのでございます。そういう

ことから、この際、保安面で強化していくいたい事故を絶滅したい、こういうことから今回の法律をお願いすることにしたわけでございます。

○対馬孝巳君　いま大臣から、この法律改正といふのは保安面の強化といたる立場で使用改革をしてまいりたいという所信がございました。まさにそのとおりだと思いますので、そういう基本に立ちながら、それではこれから具体的にひとつお伺いしてまいりたいと、こう思います。

は消費者の過失あるいは使用方法の誤りによるものだと、こう言われているわけでありますから、事実、今日までのこの発生原因についての内訳が、体どうなっているのか、これをお伺いします。

ございまして、残りの一六%が原因不明ということがあります。

一般家庭が約半分、いわゆる五割でございまして、アパートというふうな集合住宅が約四分の二ということですございます。

○対馬孝吉君　いま具体的な内訳の数字が出されました
が、何といっても消費者の七〇%の比率が非常に高いわけであります
が、そこで私はプロパンガスの供給設備を設けてガス供給をする目的として
発展してきたのに対しまして、プロパンガスの供給事業は、単にガスボンベを一般家庭に販売する

という、こういう主眼があり、使用の問題については消費者の責任として押しつけられているのが原因ではないのかと、こういうふうに実態的には

半断をせざるを得ないわけであります。したがつて、消費者はプロパンガスの保安問題につきましてはほとんど無知であることが挙げられてゐるわけであります。しかし、LPG事故の大半の要因というのは、先ほど言った消費者の責任によるものが多いということが数字で明らかになりましたが、こうした背景は一体何に起因しているのかと、都市ガスに比較してLPGのそういう原因か

いうのは一体どこに起因しているのかと。したがつて、危険性から言えば都市ガスの方がむしろ危ないんじゃないかな、こういう可能性というもののは、私たちも扱つてみましてわかるんであります、しかし、実際にはプロパンガスとは大差ないはずなのに、なぜプロパンガスだけ広範な消費者の責任を負わされるのか、これは私は一番やっぱり大きくな問題だと思うのです。保安行政の矛盾がそこ

あるんじやないのか。
たとえば消費者が無知だと、こう一遍に言いたいですが、大体扱っている販売業者が無知なんですよ。よその県は知りませんがね。これはたまたまさう何かアルバイト式な、まあ資格はあるんだろうけれども、ちょこちょことこう経験を積んで、何か三ヵ月ぐらいですぐ飛び出してやっていると、

ういうケースが北海道にあります。この前、うちの北海道道議会でも問題になつたことがあるんですが、そういう問題を考えますと、やはり保

官行政上の矛盾といふものについて、通産当局として一体どういうふうに考へてゐるのか、この点ひとつはつきりしてもらいたいと、こう思うのである。

○政府委員(左近友三郎君) プロパンガスについてはやはり事故が多発をしておる。それから都市ガスに比べましてもむしろ事故が多いということござります。しかし、つまりプロパンガスについてしましては、いわば普及の経緯が戦後急速に普及してまいりましたし、また、最初の消費形態が、

ボンベから何と申しますか、煮炊きをしますところというだけに限定されていたようなものがございまして、わりあい器具その他が簡単であつたと

いうことから、実はほんへから始めて、庭の、何と申しますか、こんろその他まで一括して消費者がその保安の、いわば取り扱いの責任を持つという形で発展してまいったわけでございます。ただ、消費者自身はなかなか保安に対する知識がないもんでございますから、法律上は販売業者が各家庭を二年間に一遍回りまして、その器具を点検いたしまして、保安上の注意を与える、そ

いう注意を与えることによって保安を確保しようと
ということにしたわけでございます。

で、最近のプロパンガスの普及状態は非常に広がってまいりましたし、各家庭の使い方も、単に台所だけじゃなくて、ふろとかその他の湯沸かし器、大型のものを入れるとか、そういうことで非常

器 大型のものを扱うことは、常に量も多くなってき、使い方も複雑になってしましました。そういたしますと、今までのよくな
な形では保安の確保ができないということにならぬ

ましたので、この屋外にある機器、つまりボンバーとか、メーターとか調整器とか、そういうものについては、むしろ消費者の責任にさせずに販売店の責任にして、販売店がボンベを取りかえに来ることにそこを十分にチェックさせると、それから

屋内については、これは一年に一遍の調査を徹底的にやられて、販売店が消費者にいろいろ注意を与えて保安を維持させる、こういう体制を考え

る。さらに一般消費者の方は、保安に注意をするといつもなかなか現実に実態がわからないからということで、今度の改正案では、さらに年一回

の周知義務といふものを設けまして、販売店が少なくとも年に一遍、消費者のところに行きまして、取り扱い方その他の文書によって説明をするということを規定をしたわけでございます。

さらに御指摘のとおり、販売店自身がなかなか知識が十分でない。これは法律上は取り扱い責任者等を設けてしっかりとやることになつておりますし、(見尾) これ、相手商つまうに書田によると

けれども 現実として 律師のところに質問が多
いというふうな点もございますので、この
点については、今後この法律の運用上、販売店に
十分知識を教えさせることをやつて、いく

一分外語の御用でござります。こういうふうなことになりまして、一昨年から一年かけてやりました高圧ガス及び火薬類保安審査会の答申の結論といたしまして、従来の体制を改

めて、消費者だけに保安を任せないで、より販売業者の方の保安責任を強化するという形になつて、この法案が準備されたわけでござります。

ら消費者の責任区分、それから販売店の責任の区分といふものを整理をしたと、区分上きつと整理をしておるというまのお答えはよくわかるところであります。問題はこの消費者の責任範囲が田代

ではどうですか。問題はこの消費者の責任感が如何に正確にされているという認識がおありかどうかと。う問題なんですね。

ま言つた販売業者のガス器具あるいはガスマーケット、こういうものの一つの基準を出して区分けをしているのですが、実際問題として、現在

法においては消費者の維持管理責任については明確に規定されていません。文上の規定はなかったわけですね、いままで。しかし、事実上、供給設備全体について消費者の責任を持つと、こういうふうに今日までみなさえてきたわけですね。それがいまあなたの、改正で

目的はそこにあるんだというのが局長のお答えなんですが、そこで私は次の問題を、そういう意味で、それならばひとつ具体的にそういう法律改正に従つて強化をしていきたいというのであれば、このLPG既存設備の総点検が一体どういうふうに行われているのか、また今後どう行われるべきものなのかという点について、それじや具体的にひとつお伺いをしたいわけです。

通産省は、いまちょっと私も資料を持っておりますが、既存のLPGガス設備につきましては保安の総点検ということを七月に実施すべくいま準備を進めている。こうした既存設備の大がかりな点検はいままでは一度も行われていなかつたのではないか。私が知る限りではそういうふうに聞いているわけです。したがって、五十二年八月に出された高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申、こういうものが出ておりますが、そこで既存設備の総点検の必要性が指摘をされたため、今回初めてこれがを実施するといつたかつこうになつてゐるんじゃないかな。

そこで、LPGガスが急速に一般消費家庭に普及するようになつてから、大体、いまお答えがあ

りましたが十年たつていて、しかしその間、保安

点検といふものが全く行われなかつたと言つてもいいんじゃないかな、はつきり申し上げて。保安点

検がなかつたために幾つかの事故が発生をする、

先ほど來の痛ましい犠牲者を六十人も出してい

る、こういう結果になつていてるわけです。そういう意味では、保安確保という面から見まして、局長、これはやっぱり怠慢ではなかつたのか、この

LPGガスについては、率直に指摘をしなければなりません。したがつて、耐用年数六年と言われるこの工業会説明、事故による損害補償期間も五年半といふことにされまして、現状では古い危険性の高い設備が放置されている可能性が強いと思うわけですが、こういった問題について、具

体的にどういうふうに総点検が今日まで保安上の点検がなされてこなかつたか、なぜなされなかつたのか。これから総点検で七月実施をひとつやつ

ていくという一大キャンペーンを張つてゐると、このLPG既存設備の総点検が一体どういうふうに行われているのか、また今後どう行われるべきものなのかという点について、それじや具体的にひとつお伺いをしたいわけです。

通産省は、いまちょっと私も資料を持っており

ましたが、既存のLPGガス設備につきましては保安

の総点検ということを七月に実施すべくいま準備

を進めている。こうした既存設備の大がかりな点

検はいままでは一度も行われていなかつたのではないか。私が知る限りではそういうふうに聞いて

いるわけです。したがつて、五十二年八月に出さ

れた高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申、こう

いうものが出ておりますが、そこで既存設備の総

点検の必要性が指摘をされたため、今回初めてこ

れを実施するといつたかつこうになつてゐるんじ

やないかな。

そこで、LPGガスが急速に一般消費家庭に普及

するようになつてから、大体、いまお答えがあ

りましたが十年たつていて、しかしその間、保安

点検といふものが全く行われなかつたと言つても

いいんじゃないかな、はつきり申し上げて。保安点

検がなかつたために幾つかの事故が発生をする、

先ほど來の痛ましい犠牲者を六十人も出してい

る、こういう結果になつていてるわけです。そういう

意味では、保安確保という面から見まして、局

長、これはやっぱり怠慢ではなかつたのか、この

LPGガスについては、率直に指摘をしなければな

りません。したがつて、耐用年数六年と言われる

この工業会説明、事故による損害補償期間も五年

半といふことにされまして、現状では古い危険性

の高い設備が放置されている可能性が強いと思う

わけですが、こういった問題について、具

体的にどういうふうに総点検が今日まで保安上の

点検がなされてこなかつたか、なぜなされなかつ

たのか。これから総点検で七月実施をひとつやつ

てていくという一大キャンペー

ンを張つてゐると、

こういう問題につきまして、私はやっぱり終わつ

たことを言うわけじゃありませんが、こういう危

険性の高い設備がどうして放置されてきたのか、

この二つを実態的にひとつはつきり説明をしてい

ただきたい。

〔委員長退席、理事福岡日出磨君着席〕

O 政府委員(左近友三郎君) 現行法におきまして

も、販売業者が、項目によつて違いますが、一年

に一遍ないし二年に一遍いわゆる調査義務と申し

まして、消費者の家に参りまして、そのガス器具

を点検をし、異常があればそれを改善をするよ

うに話をすると、そういうなことをやりまして、そ

れによって、先ほど御指摘がありましたように、消

費者が管理をしておるけれどもなかなか消費者自

体でわからないというものをカバーいたしまし

て、その保安の確保に努めてまいつたわけでござ

います。

ただ、率直に申しますと、販売業者自身が零細

業者も相当多いことでございますので、その調査

義務がやられておつても的確な指示が出されなか

りますが、この調査義務をいわば念入りに徹底

いたしまして、安全を期したいというふうに考

えておるわけでございますが、その再点検、その總

点検自身も、法規的に申しますと、先ほど申しま

した調査義務を実行するという形でやるわけでござ

りますが、この調査義務をいわば念入りに徹底

いたしまして、安全を期したいというふうに考

えておるわけでござります。

具体的には各中央にも対策本部を設け、それか

ら各県に点検本部を設けまして、販売業者をいわ

ば動員し、販売業者にこの点検の趣旨を十分徹底

させて実施するということを考えておりますし、

まだこの点検自身も、消費者各位にも十分理解してい

できませんので、消費者各位にも十分理解してい

ただくようなキャンペー

ンも張るということで、大体その態勢が整つたという

のが現状でございます。

O 対馬孝且君 過去のこういう事故原因あるいは

災害の実情等を踏まえまして総点検の準備にかか

ったということは、これは了としますがね。むし

ろ私は遅きに失しているんじやないかという感じ

を持たざるを得ないんです。むしろ、これは総点

検を徹底して相当以前からこの点検をやるべきだ

ったというのが率直な私の感じでございますが、

そこで、次の問題でちょっとお伺いしますがね。

何といっても、私はこの販売業者が消費者のガ

ス設備についての調査義務、これを完全に履行し

ておれば問題がなかつたんじゃないかな、履行され

ていないかったからこういう問題が発生してきました

じゃないか。そしてそういう結果が非常な——問

新法で新しい制度をつくるとともに在来各家庭に

ある器具について十分調査をすべきではないかと

大きい原因なんじゃないかと、こういう感じがす

るんです。なぜかと言うと、私北海道のこと

でござります。われわれもまことにもつとも

だということで、実はことしの七月から点検では

二年、それから点検の後処理をあと一年置きました

て、大体三年がかりで、全国の約千八百万と言わ

れております各世帯の從来あります各器具を再点

検いたしまして安全を期したいというふうに考

えておるわけでございますが、その再点検、その總

点検自身も、法規的に申しますと、先ほど申しま

した調査義務を実行するという形でやるわけでござ

りますが、この調査義務をいわば念入りに徹底

いたしまして、安全を期したいというふうに考

えておるわけでござります。

ただ、率直に申しますと、販売業者自身が零細

業者も相当多いことでございますので、その調査

義務がやられておつても的確な指示が出されなか

りますが、この調査義務をいわば念入りに徹底

いたしまして、安全を期したいというふうに考

えておるわけでござります。

ただ、設備改善が行わ
れていれば、やつぱり

の外ですからね。北海道の場合、雪が凍りついて

雪がどんどん落ちてくる。それで爆発したとい

うな事故も、これは夕張市で一件、これは大事

に至らなかつたけれども、あつたわけです。あれ

はやつぱり設備の問題なんですよ。一例私は具体

質問しているんです。結局外へ出すわけですね。

出でるということは、局長も御存じのとおり、長屋

の外ですかね。北海道の場合、雪が凍りついて

雪がどんどん落ちてくる。それで爆発したとい

うな事故も、これは夕張市で一件、これは大事

に至らなかつたけれども、あつたわけです。あれ

はやつぱり設備の問題なんですよ。一例私は具体

的に挙げるんですけどね。

だから、設備改善が行わ
れていれば、やつぱり

の外ですかね。北海道の場合、雪が凍りついて

雪がどんどん落ちてくる。それで爆発したとい

うな事故も、これは夕張市で一件、これは大事

に至らなかつたけれども、あつたわけです。あれ

はやつぱり設備の問題なんですよ。一例私は具体

的に挙げるんですけどね。

ただ、設備改善が行わ
れていれば、やつぱり

の外ですかね。北海道の場合、雪が凍りついて

て、そしてそこで実行されてないかどうかを再調査をする。そして再度相手側に勧告をして、もしも実施されていなかつたらさらには必要ないわば改善を話すということにしておきます。

トロール隊を編成をして、ある程度地方段階の知事なら知事の段階でそういうものを先出でもって編成をする、そしてチェックするというか、そういう事前の定期検査をさせるというふうな方法をこの際考えてみたらどうかなと。

私もL.P.だけで実際四年間やってきましたから、この点やっぱりそういう現地の率直な奥さんの方の声を聞きますと、機械には非常に硬いといつづけですが、率直に言つて。やっぱり専門家と面

立入検査をするというようなこともやつておりますが、これが確実に実施される、しかもその指導が技術的に適切なものでなければいかぬということがございますから、必要な場合には講習等もやりまして、そのチェックをする人の再訓練もやらなければいけないというふうにも考えておりますし、たゞいま御指摘のパトロールという点も含めまして、今後、この運営を正確にやりたいと思つております。

それで、県の本部を集めまして通産局単位のブ

ひとつ取り締まりの対象にしてようということにしておわけでございます。

従来の法則では、ガス器具の中で相当たくさん使われ、しかも危険性の多いものについて、検定とかあるいは検定にかわるべき型式承認という制度で取り締まりをやつしてきたわけでございますけれども、たとえばゴムホースとか、こういうものについてはそういう制度がなかつたわけでございまして、いわば従来は野放しであつたわけでござります。しかしながら、そういうものにつきまし

とタイプアップをいたしまして、販売店で再度調査してもまだ実行されないというふうなことになれば、その規定も活用してこの保安の確保に努めたといいうふうに、運用上、従来以上の正確かつていねいなやり方をやっていきたいというふうに考へました。

のものをやっほりこれもあれしてやつた方が効果があるんじやないか。事故が起きてからではどうう

ていきたい、という前向きのお答えですから、了とします。やっぱり、そういう起きてからの啓蒙普及いうようなことではなくて、事前の点検運動、定期点検運動と言いますが、そういうものを

ますのは、従来検定等の対象になつておりました、従来の法規制の対象のものを第一種といいたしまして、それから従来法規制が漏れておりましたものを第二種といいたしまして、いわばすべてのが

業省立地公害局が「液化石油ガス設備の保安点検事業の実施要綱」というのが出ております。これを私ちょっとと読まさせていただきました。このところは結構なことなんだと思いますが、そこで私は、この中でひとつ次のようなことを、いまも局長が答弁しておるんですが、問題は、この保安調査義務といいますか、保安調査の義務、これをお十分にやっぱり履行されておらないんじゃない

売業者でございますので、販売業者が確実にやる

二点ほどを二つとお伺いしたいのですか。カヌー型

あります。これは結構なことだと思います。結構なことだと思うんですが、特に問題は、消費者に対する保安啓蒙活動が、販売業者が少ないというような実態があるわけですけれども、この設備点検というものをそれじゃ実際的にはどういうふ

施計画を定めまして、その計画に従つてやつてい

○政府委員(左近友三郎君) 液化石油ガス器具と

事に対して通産省がそれらに行政指導を示達して委嘱をするということで、ここでも書いておりますが、私は、調査点検の仕方について、パトロール式の方式を、これは大臣どう考えていたか別でありますけれども、私は定期的な検針等をやるためににはパ

りまして、それによつて、それをまた隨時府県が

によりまして、言つてみればすべてのガス器具を

卷之三

卷之三

卷之三

四

検定の対象になつておりましたので、現在のこの新法によりますれば一種ということになるわけですが、そのほかに、たとえば先ほど申しましたゴムホース等はいわば補助的な器具というものです。これについては、しかも製造の全品目についていろいろチェックをするという技術なむずかしさもございますし、また逆に言いますと、一定の製造基準に従つてつくれば問題はないというものです。そういう製造工程、それから器具の使われ方の問題というようなことがから考えまして二種というものをつくったわけでございます。

ただ、この二種の中でも美施工の、つまり更にわ

方を見守りまして、危険性が從来考へられた一種と同等になるというふうなことが判明いたしますれば、この二種をまた一種に格上げをしていくことがあります。
それからもう一つ、この二種で考へておりますのは、いわば新製品でございますが、新製品が國內でつくれたりあるいは海外から輸入されたりというようなものがわりあいこのプロパンガスは便利なものですからございますが、これをやはり検定制度に乗せるためには若干の準備期間が必要なわけでございます。したがつて、その準備期間の間は二種にしておくというふうな運用もやつてしまいたいということをございまして、この運用としては、極力一種を多くして、そしてそれに至らないものあるいは経過的なものを二種に置いていくということにいたしますので、從来よりも、何といいますか、二種ができたので緩やかになつたというふうな印象を与えないので、また實際上もそういうことにならないよう十分気をつけてまいりたいというふうに考へております。
○対馬孝且君 その点だけはひとつ厳にきつく徹底してもらいたいということを強く申し上げま

www.nature.com/scientificreports/

けた場合の補償制度は現在のところ確立されておりません。ことに最近、中高層住宅、アパートなどの集合住宅でのプロパンガス事故が目立っています。こうした場合、爆発した被害が、直接は離れた別にしまして、当該被害にとどまらず、隣下あるいは上下の階まで突き抜けたり、あるいは落下したりという状況が起きているわけです。こういう状況が非常に被害として及んでいる例が通例でありまして、このため被害総額も莫大に上つてきているということがあるわけです。したがって、その原因が使用者の責任によるものであっても、とらいていその補償に応することができないというがいままでの実態ですね。

不明の場合とか、消費者の場合には、実は販売業者が加入しておりますが、実際問題としては、原因不明の場合には見舞い金といふものを保険の特約といたしまして出すことにしておりますが、現在はその見舞い金の額が非常に僅少でございますので、これ 자체をもつと高めるという必要もございます。

それから消費者の場合には、やはり法律論的に言いますと消費者が賠償をするということになつておりますけれども、実はこういう事故の場合には、消費者自身が負傷をされたり、あるいは不幸にしてお亡くなりになつたりというふうなことがありますから、消費者の方に賠償を要求しても事実上不可能な場合が非常に多いわけでございます。したがつて、これに対する対策を急がなければいけないということで、現在私の方で少なくともこの秋までに結論を出すような形でいろいろ検討しておりますが、一つは、先ほど申しました見舞い金というようなものの額を大幅に上げるとか、あるいは救援資金といいますか、そういうもののお業界から、あるいは国からもある程度金を出して、それでその保険金で、消費者自身もそうでございますが、第三者に被害を与えたときも保険を出してしましてブールをしておきまして救援資金を出すというふうなことも考えておりますが、基本的に申しますと、消費者が保険に入つていただきまして、それでその保険金で、消費者自身もそうでございまして、第三者に被害を与えたときも保険制度の創設について関係の方々ともいろいろ相談をしております。

こういろいろな制度でもつて第三者被害を救済をしたいということで、鋭意いま努力をいたしております。したがいまして、この秋までにとにかく第一段階の措置をやり、さらに引き続いて、だんだん第三者被害が完全な救済がされるような制度の充実に持つてまいりたいということで現在検討中でございます。

者は、全く、私への訴えを聞きますと、いまだにびた一文金が払われてないと、補償されてないといふ実態が非常に多いんだね。泣き寝入りといることですよ。いま見舞い金という話が出たけれども、見舞い金たって、これ五万円でしよう。いまどきどんどん爆発して家財道具から上まで突き抜けちゃって、それこそめちゃめちゃに散乱して、それがたった五万円ぐらいの見舞い金で何とかせいやなんて、そんなもの、話にも何にも私はならないと思うんだなやっぱり。その点は検討をするということですからあれだけれども、少なくとも百万円単位を超えるようなことを考えないと、これは私は見舞いの手当てをしたということにならないと思うんです。それは被害の程度にももちろんよるだろうと思うけれどもね。ほとんどがやっぱりめちゃめちゃになるというケース、大体八〇%はそういう実態になつてているということが消費者団体の方から私のところへ来ているんですが、こういう問題はやっぱり真剣に考えてもらいたい。

第九部 商工委員會會議錄第二十四號

昭和五十三年六月十五日

〔參議院〕

さんであります消費者にそういう事故が起こったときに、いわば消費者に対するサービスという意味で共済制度を確立するということも検討されております。したがいまして、先ほど申しました案の中に、私ちょっとと言い落としましたが、共済制度も検討の課題に入れておりますので、いろんな制度の組み合わせで、消費者あるいは第三者に、何といいますか、完全な補償ができるような検討をいたしたいと思っておりますので、それも確かに一案かとどういうように考えております。

○対馬孝巳君 いずれにいたしましても、第三者被害に対してやっぱり救済の制度を、措置をつくるということですから、通産省としてはそれを考えてはいる、ことしの秋には出しててくれるということですから、これはもちろん法律事項として提出をされるというふうに理解していくですね。あるいはそれとも政令が何かでおやりになるということですか。

○政府委員(左近友三郎君) いまの見通しでは、法律を要せずして実施できるというように考えておりますので、事实上の形で実施をしたいといふことでござりますので、法律は改正をする必要はないということでお考えしております。

○対馬孝巳君 それじゃ、法律改正じゃなくて、一応行政的なあれとしてつくつて、そしてそれが直ちに効力を発生できると、こういう制度でできますか。その点はどうですか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりの形でやれると思います。

○対馬孝巳君 そうすると、見舞い金の単位は大体——細かいことのようだけれども、これちゃんと言つておかなぎやなりませんから、私はやっぱり最低百万ぐらいを基準にして見舞いを上げていかないところはだめではないかということが一つと、それからあくまでも救済基金という制度の中で被害を受けた者が補償されるというシステムを考えてもらわないと、これはやっぱり、私は有珠山の災害をやってみましてしみじみ感じたんだけれども、いまだに日本の災害補償制度の中で、個

人の被害についての補償というものは全くないんですね、いまのこれからいくと。犠牲になりつ放しであります。この間も私は災害対策特別委員会で申し上げたことがあるんだけれども、せめてこういうものでは、これは重大な消費の、やっぱり生活の、生命の問題ですからね。これは少なくとも抜本的に救済制度を、きちんと救済されるということなのであります。ということを、ひとつ九月と言わずに、秋と言わずに、できるだけ早い機会にひとつやつてもいいたい。このめどは九月、ことしの秋ということですから、秋には完全に実施できると、こういうふうに理解していいですね。

〔理事福岡日出麿君退席、委員長着席〕

○政府委員（左近友三郎君）見舞い金の額につきましては、確かに現在の五万円というものは現在の常識では非常に少ないということでございますので、少なくとも一件事故が起りましたときに百万円程度になるような形でいま努力をしておりますので、ひとつその目標でわれわれも検討を続けていきたいと思っております。

それから権力、先ほど申しましたように、秋までに結論を出すということで努力をいたしてまいりたいことを申し上げたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃ、それをぜひひとつ期待をして次の問題に入ります。

それじゃ次に、私は時間もありませんから、L.Pガスの価格の問題について。これは、きょうは官もおるし、大臣もおるんだが、私、これ春の予算委員会でも申し上げたし、去年来申し上げてているんで、これは総理大臣までこの問題言っているんだけれども、北海道価格を解消しましてと、これは三年前の予算委員会で福田さんも言つているんだけれども、価格差解消どころか、これは通産省が出した発表で言つたってどういうふうになつていますか。いま私が調べた限りでは、全国的な大体一千七百五十一円、札幌では二千五百六十円ですね。札幌は二千五十六円だけれども、北見、網走、稚内方面へ来ると一千三百円といふのが出てきているんですよ。稚内では二千三百円

ですよ。だから、これはむしろ価格差が解消しないわけがないわけだ。北海道価格解消がいま残っているのは、セメントとこのプロパンと残っているんですよ。

ところが、いま北海道の消費者が問題にしているのは、相変わらず価格がどんどん聞いていってある。さっぱり縮まつていいないじやないか。これは標準価格を撤廃したときは百五十円だったんでありますよ、これは局長、あなたも御存じだと思うんだけれども、百五十円だったわけだ。標準価格をつくったことはつくったわけだ。あのときは百五十円の差だったんだ。現在はもうこれ札幌で二千五十六円と言うけれども、これは間違っているんでありますよ、私のやつでは。百歩譲つて通産省の調べで言つたつて、全国では千七百五十一円、北海道札幌では二千五十六円と、これだけの差があるわけだ。だから、何とかこれは価格差解消のために、具体的な流通機構にやつぱりメスを入れなきやも検討しているとかと、言葉では言うんだけれども、一向に安くなつていないね、これは。

ところが、三年前からの約束でいくと、もうこれ北海道価格も撤廃になつていなきやならないんですね。もう解消しているはずなんですよ。ここに当時の現職の副知事をやつておった中村先生おられますけれども、中村さん一番御存じなんだ。当時の話ではほとんど解消していなきやならぬ。解消するどころか、だんだん広がつていつているんだよ、これ。この点について、どういうこれから対策をして、どういう手だてをして、どういう解消をしようとするのか。これだけひとつ、まず基本的に聞いておきたいんですがね。

○政府委員(橋本利一君) ただいま御指摘のございましたように、北海道のLPGガスと本州の小売価格との間に格差がある、御指摘のように、その格差も拡大ってきておるというお話をございまして。私たちの調査でも、この五十三年二月時点

で、十キロ換算にいたしまして二百四十円前後の格差が存在しておるという実態は認識いたしております。これは毎々申し上げておることでございますが、元就仕切り価格について申し上げますと、北海道向けと本州向けとでは同じであるというところから、これまた対馬委員が御指摘になりましたように、結局北海道内部における流通機構の、あるいは流通の近代化のおくれといったようなところに原因があるということを私たちも全く同じ立場で考えておるわけでございます。問題は、北海道におきましては一店舗当たりの販売量が少ないとか、あるいは配送距離が長いということも言われておるわけでございまして、こういった点についてはなかなか問題の解決は困難であるかとは思います。

いずれにいたしましても、流通の近代化を図るということが当然必要になつてくるわけでござります。一昨年來北海道プロパンガス問題協議会でいろいろと検討いただいておりまして、現在まですでに数回の審議を経ております。その間家庭用プロパンガスの流通対策あるいは価格安定対策、それを実現するために必要な事項について御審議を賜つておるわけでございますが、いまの段階では必ずしもまだ見るべきものがないという御指摘、私どもいたしましては非常に心苦しく思うわけでございます。

いずれにいたしましても、流通機構の近代化、合理化を図つていくことが非常に大切でございます。いままでいろいろと中小企業近代化促進法に基づきまして昭和四十六年度以降対応してきておりますが、五十三年度からはさらに構造改善事業に取り組みたい。各それぞれの府県において準備を進めておりますが、北海道地域については、その中でも一等早く構造改善計画を策定し、この実施に取り組む段階に来ておる府県というふうに承知いたしておりますので、そういった実施計画の確定を待ちまして、われわれとしてもできるだけ努力してこの格差は正に努めたい、かよう

○対馬孝且君 そこで私は、これ本当に三年間やつてきて、全くいまだにこれを腹立たしく思つておるんですよ。解消解消と言つたけれども、格差が縮まらないでどんどん拡大していく、こんなばかな話があるかというものが消費者の切実な声なんですよ。そこで、いま長官もお認めになつたように、格差がますます広がつていつて。さて、そこで何をやるかと言えば、やっぱり構造改善事業だと私は思います。

具体的に私はちよと提案したいんだけれども、これに、私ここに持つていてるんですよ。北海道LPGガス保安協会の水島健三さんの「年頭所感」のところにあるんですね。「北海道業界の展望」というところに出ています。あなたがおっしゃつたように、構造改善事業の四十四の配達センターをつくつてできるだけ集約化していく、そのことにおけるコスト軽減を図つていきたと、こう言つてはいる。言つてはいるんだが、これは私は、実際にこの間留萌へ行つてきたんだ、ことしの二月に。留萌ではこの合理化をやりまして、改善事業をやりまして大体百円下がつたんですよ。消費者にとっては百円も大きいですからね。

そこで小売業界から要望があるのは——現在、道では低利子の融資対策などを手だてをしてやっているんですよ。私はこれは道だけに任してもだめだと思いますよ。道だってこれは限界があるわけですよ。問題は、抜本的なところを解決しないで出先だけにやれやれと言つたって、これはどうしようもないんです。はつきり申し上げると、いま長官の言うとおりなんですよ。解決策一つあるんですよ、やっぱり配達センターを集約することですよ、大がかりに。たとえば道南、道北、道東、道央ブロックぐらいに、四つぐらいに分けまして、そしてそこに配送センターをひとつ集約して、そこからストレートに落ちていくと、うとなれば、コスト的には大体百円から百五十円浮くといふんだよ。これははつきり業者が言つてゐるんですよ。

そこで、ただそれをやるにしても問題があるの

は、何といつても一定の資金が必要だというわけだよ。ただ、長期低利子の定額資金をぜひ国が手当をしてくれば、これは配達センターの集合化をして、そうして消費者に還元することができると、で、先生まあ高い高いということばかりますと。で、先生まあ高い高いということばかり指摘されないので、何とか国に対してもう一度この業者に対して、長期のひとつ融資体制を考えてもらいたいと。これはいま道はやつてあるんですよ。

道だけではやっぱり限界があるというわけだよ。これはひとつ、このぐらゐのことは國もやらぬと、ただ言葉で何とか格差を縮めますとか構造改善事業をやりますとかとしゃべつてみたつて、これは一向によくならないんだから。

私はすべてやっぱり具体的に、この問題に対しての取り組みとして、補助金出せとか、くれてやれとか、そんなことは言わぬが、中小企業なんだから、中小企業公庫を通して、あるいはどういう方法でやるかは別にして、そういう構造改善事業につながるための配達センターの集合化、具体的に言ひながら、集合化によるコスト軽減が大体百五十円できると、こう言つてはいるわけですか

ら。百五十円できるなら結構なことじゃないですか、これくらい、価格差縮めるために。そのための長期低利子のそういう対策ができるれば、道と国とが両方相まってやることにおいてそれは可能であります。たとえ五十円でも何ぼでも、この留萌方式というのが非常に拡大してまいりましたから、ひとつ早急に、ぼくは担当の局の方でこれ行政指導してもらいたいのです。いまこの留萌方式といふのが非常に拡大してまいりましたから、ひとつ早急に、ぼくは担当の局の方でこれ行政指導してもらいたいのです。いま

ソーナーが増設され得るように努めたいと、かよう

に思つております。

○対馬孝且君 非常にこの点では前向きの答弁が出来ましたから、ひとつ早急に、ぼくは担当の局の方でこれ行政指導してもらいたいのです。いまソーナーが増設され得るように努めたいと、かよう

に思つております。

○政府委員(橋本利一君) 配送センターに対する問題意識、全く私、同感でございますので、そのような方向で努力いたしたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃ、ぜひそういうことでひとつお願ひしたいと思ひます。

それであと具体的な問題として一つだけ、留萌方式についての行政指導を、これは配達センターのそれが具体的に集約化するまでの間、いわゆる留萌方式といふのはこれ知つてはいるはずですか

行政指導がどういうふうに行われているか、今後具体的にどのように行政指導していくのか、この点ちょっとお伺いします。

○政府委員(橋本利一君) 実施計画といふのは本業界でつくるものでございますが、またこの場合は府県単位でつくるつてくれているようございまして、これを全道的な方式にしたらどうだといふ意見が北海道消費者協会などにも出てまいつておりますので、いま長官がお答えになつた点について、非常に私もぜひこれだけはやつてもらいたいと、そうすることにおいて必ずコスト軽減がでないと、ぜひこの留萌協会としてはやつてもらい

ますので、私たちといつしましては、その基本計画あるいは実施計画の策定、あるいは策定後の実施段階における御相談等には十分に応じてはいたいと思っております。

○対馬孝且君 それは、ぜひひとつ今後とも強力な行政指導ができるよう期待をいたしまして、私の質問は終わります。

最初に、今回のこの公團法の改正、きのう十分に趣旨は聞いたつもりでありますが、主として備蓄を行ふと、あるいは融資体制を変えると、ある業界としては体制がとれないことにはどうしよう

セントラルというものがLPGの流通合理化に非常

に有効な手段であると、現在、四十六年以降の近代化促進法の過程におきまして、すでにもう七百カ地点もできておると、こういう状況でございます。特に、先ほど来お話しのように、北海道の場合に、一店舗当たりの販売量あるいは輸送距離の長さという点からいきますと、他の地域以上に配送センターといふものが流通の合理化に役立つ対策である、かよう認識いたしておりますので、御指摘のように、中小三機関の資金をできるだけ活用いたしまして、長期低利——どの程度までできるかということは別にいたしまして、せつかく政府三機関の資金を活用いたしまして配達センターが増設され得るように努めたいと、かよう思つております。

○対馬孝且君 非常にこの点では前向きの答弁が出来ましたから、ひとつ早急に、ぼくは担当の局の方でこれ行政指導してもらいたいのです。いまこの留萌方式といふのが非常に拡大してまいりましたから、ひとつ早急に、ぼくは担当の局の方でこれ行政指導してもらいたいのです。いまソーナーが増設され得るように努めたいと、かよう思つております。

○政府委員(橋本利一君) 配送センターに対する問題意識、全く私、同感でございますので、そのような方向で努力いたしたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃ、ぜひそういうことでひとつお願ひしたいと思ひます。

それであと具体的な問題として一つだけ、留萌方式についての行政指導を、これは配達センターのそれが具体的に集約化するまでの間、いわゆる留萌方式といふのはこれ知つてはいるはずですか

行政指導がどういうふうに行われているか、今後具体的にどのように行政指導していくのか、この点ちょっとお伺いします。

○政府委員(橋本利一君) 実施計画といふのは本業界でつくるものでございますが、またこの場合は府県単位でつくるつてくれているようございまして、これを全道的な方式にしたらどうだといふ意見が北海道消費者協会などにも出てまいつておりますので、いま長官がお答えになつた点について、非常に私もぜひこれだけはやつてもらい

ますので、私たちといつしましては、その基本計画あるいは実施計画の策定、あるいは策定後の実施段階における御相談等には十分に応じてはいたいと思っております。

○対馬孝且君 それは、ぜひひとつ今後とも強力な行政指導ができるよう期待をいたしまして、私の質問は終わります。

○橋本篤君 私は、石油開発公團法にかかる問題をもっぱら質問をしたいというふうに思いました。これはお見せしてもいいんですよね。

申されているんですけど、問題は、裏打ちである

一の機能が強化できるためには、どうしてもやつぱり金が必要だと。それはわれわれ零細企業では、とてもそんな金があつちからこっちからすぐ持つてこれるものじゃありませんと、その手だけは何とかやっぱり国の指導の中でせひひとつ強めでもらいたいというふうに考えておりますので、これはひとつ、ぜひそのとおり積極的に検討していただいて善処していただけると、こういうふうに確認していいですか。

ことが政策的には述べられているわけですが、具体的に備蓄の計画あるいはあり方というものについて、ます最初にお伺いします。

○政府委員(橋本利一君) 毎々申し上げるよう

恐縮でございますが、わが国のトータルエネルギーの四分の三は石油に依存しておる。しかもその石油の九九・七%まで外国から輸入いたしておる、かような状況を前提といたしまして、いわゆる供給不足といったような緊急事態が発生した場合、国民生活あるいは国民経済に対して非常な影響を及ぼす。これに対し、平素より対応していく必要があるというのが備蓄に対する基本的な考え方でございます。すでに備蓄法に基づきまして、五十四年度末までに九十日備蓄を実現いたしたいと努めておるわけでございます。

さらに、今回の法改正をお願いいたしておりますのは、このほかに当面五十七年度を目標にして一千万キロリットーの備蓄の増強、それを石油開發公団をして担当せしめたい、かように考えておるわけでございます。

○鴨山篤君 五十四年度末に九十日備蓄計画について、実際に計画と実績はどういうことになつてしまつておられます。

○政府委員(橋本利一君) 五十四年度末に九十日でございまして、五十二年度末八十日とということになっておりますが、実績は八十二日程度になつております。したがいまして、あと二年間に五日ずつ積み増しを行いまして、五十四年度末に目標を達成いたしたい。一言で申し上げますと、いろんな問題点もありますが、目標としてはかなり順調に進んでおると、かように申し上げていいかと思います。

○鴨山篤君 民間の九十日分の備蓄に加えて一千万キロリットーの備蓄を上乗せをすると、従来は性格的には民間備蓄ですが、今回のこの改正は、考え方によれば國家備蓄というふうに考えられるわけですが、なぜこの国家備蓄ということにしなければならないのか。まあ、從来政府がとつてきました自由企業の活用、あり方から考えてみれ

ば、民間備蓄をさらに拡大をすると、いう政策、あるいは具体的な措置でも間に合うわけですが、どちらも、何ゆえに国家という、そういうものを背景にした備蓄の姿に変えたのか、この点についてお伺いします。

○政府委員(橋本利一君) 九十日の備蓄を達成いたしましたためにには膨大な土地の手当て、あるいはそれに必要なとする資金の手当て、こういう問題が

必要になつてくるわけでございますので、まあ、五十四年度末までに民間ベースで九十日まで備蓄を必要とするということが精いっぱいではなかろうかと考えます。特に、九十日備蓄と申しましても、五十四年度で完了した後、次年度以降、やはり需要が増大するに伴いまして、これに積み増しをしてまいらないと、當時九十日が維持できないといつたような水準維持の問題もございます。

一方、御承知のように、ヨーロッパ諸国におきましては、すでに百日の備蓄を達成いたしておりました。それからアメリカは、昨年からスタートいたしましたが、先ほどもお答えいたしましたように、九十日備蓄と対して現在八十分、これを本年度末までに八十五日に持つていて、こういう段階でございますんで、この段階でさらに九十日以上の増強ということを民間企業に期待することも事実上無理である、あるいはそれが直ちにコストへのね返りというような問題も考へざるを得ません。そういったところを検討した結果、国として直接、当面一千万キロリットーの備蓄に踏み切ることにいたした、こういうことでございまして、御指摘の後者の方の立場でございます。

○鴨山篤君 後段の、まあ後段といいますか、後者の考え方を採用したということは、政府の立場についてはよくわかりました。そうなりますと、これはいろんなところで議論はされているわけでござります。

○鴨山篤君 従来の石油の議論としては、少なくともわが国の実力から考へてみて、ランニングコストというものは大体四五十五日または五十日ぐらいたが適当だという、そういう見解であったわけですね。その倍の九十日にしているわけですから、かなりランニングストックから見れば、倍のボリュームを持つておるわけです。もしこれでもなお不足と考へるとするならば、民間備蓄をさらに援助していくというやうなことを研究しなかつたのかどう

うか、あるいはこれが戦略物資だという立場から、もうこれから備蓄のあり方としては、公団を中心したいわゆる国家的な備蓄に切りかえていく、そういう趣旨のもとに、とりあえず一千万キロリットーについては国家備蓄にしていくという思想であるのかどうなのか、この点は非常に大切な問題であります。明確にお答えをいただきたい。

○政府委員(橋本利一君) ただいま鴨山委員から御指摘があつた後者の方でございます。民間でどこまで備蓄できるかということもいろいろ検討いたしましたわけでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、九十日備蓄と申しましても、五日、これを本年度末までに八十五日に持つていて、こういう段階でござりますんで、この段階でさらに九十日以上の増強ということを民間企業に期待することも事実上無理である、あるいはそれが直ちにコストへのね返りというような問題も考へざるを得ません。そういったところを検討した結果、国として直接、当面一千万キロリットーの備蓄に踏み切ることにいたした、こういうことでございまして、御指摘の後者の方の立場でござります。

○鴨山篤君 後段の、まあ後段といいますか、後者の考え方を採用したということは、政府の立場についてはよくわかりました。そうなりますと、これはいらないところで議論はされているわけでございません。

○鴨山篤君 この公団によります備蓄は、まあ私は大蔵委員会で質問の際に、原油がほぼ中心で、

よう取り扱うかの検討はいたしておりますが、少なくとも、五十四年度末までの民間による

現状ではまだまだ低い水準にある、こういった片方における民間の備蓄能力、一方における世界各國における備蓄の増強、こういった点を勘案いたしましたして、今回公団備蓄と申しますか、御指摘のようく国家備蓄に踏み切らざるを得なかつたと、こういうことでござります。

○鴨山篤君 従来の石油の議論としては、少なくともわが国の実力から考へてみて、ランニングス

トックというのは大体四五十五日または五十日ぐらいたが適当だという、そういう見解であったわけですね。その倍の九十日にしているわけですから、かなりランニングストックから見れば、倍のボリュームを持つておるわけです。もしこれでもなお不足と考へるとするならば、民間備蓄をさらに援助していくというやうなことを研究しなかつたのかどう

は変えないで、その上に十日分一千万キロリットーを上乗せをする、この思想が続く、こういうふうに理解をして間違いないんですか。

○政府委員(橋本利一君) 民間にによる九十日備蓄と申しますのは、先ほどもちょっと見ておるわけでございますし、私たちといたしましては、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) キロリットーについては国家備蓄にしていくといふ思想であるのかどうなのか、この点は非常に大切な問題であります。明確にお答えをいただきました。そこで、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) 申しますのは、先ほどもちょっと見ておるわけでございますし、私たちといたしましては、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) 申しますのは、先ほどもちょっと見ておるわけでございますし、私たちといたしましては、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) 申しますのは、先ほどもちょっと見ておるわけでございますし、私たちといたしましては、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) 申しますのは、先ほどもちょっと見ておるわけでございますし、私たちといたしましては、この目標なりあるいは実行のための方法等について変更する気持ちは持つておりません。

○政府委員(橋本利一君) ょうと申し上げますと、タンカ一備蓄、本来公团による恒久的な貯蔵設備ができるまでのつなぎという問題意識でございます。恒久的な貯蔵設備といった場合には、当然に陸上備蓄という問題もございます。あるいは現在なお検討中でございますが、地下備蓄といったような方法もあろうかと思います。ただいま御指摘になりましたのは洋上備蓄のことだと思いますが、この洋上備蓄も、私たちとしては一応恒久的な設備というふうに考えておるわけでございます。

恒久的な設備といふものは、これは完成までに平均いたしまして二年程度の期間が必要であるというところからいたしまして、その間、つなぎとしてタンカ一備蓄といわゆる洋上備蓄とは別個のもの、具体的に申し上げますと、タンカ一備蓄はつなぎであり、洋上備蓄の方は陸上あるいは地下備蓄と同じように恒久的な備蓄施設という認識で対応を進めておるわけでございます。

○鴨山篤君 いまも触れられたわけですが、どうも、備蓄の方法に幾つか種類があります。つなぎのタンカ一備蓄を含めて地上、それから地下、それから洋上と、こういうことになると想いますが、この法案を作成するに当たって、一千万キロリッターといえど最小限度十万キロリッター一百二十五基ぐらいを想定をしなければならぬと思うわけですね、そういたしますと、これは単に陸上だけの備蓄施設では、国内の立地条件から考えてみて全部賄い切れないじゃないか。したがつて、地でも考えざるを得ないという議論もあったたやすく聞くわけですから、これの作成の過程にあります万キロリッターを備蓄をする、こういうふうに理解をして間違いありませんか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のように、いままでわが国では陸上タンクを主としていわゆる備蓄あるいはランニングストックを貯蔵してまいりましたわけでございますが、二、三年ほど前からこの陸上備蓄にかわる方式、技術的あるいは経済的に可能性のある方式ということでおいろいろと検討してまいりましたわけでございます。御指摘のタンク方式の備蓄あるいは地下備蓄等もその一つに入るわけでござりますが、日本のような立地状況下にある国におきましては、多種多様な経済的、技術的に可能な貯蔵方式を考えるべきであるという、そういう立場における検討の結果として、備蓄方式の多様化を進めつたると、こういうことでござります。

○鴨山篤君 現在の石油コンビナートもそうでありますから、これから十日分上乗せをいたします陸上有るいは地下、タンカーも含めてそうであります。ですが、軍事的な配慮といふものは研究の上に考えられておられるんですか、それともこれは全く無視をして、備蓄をこく技術的に考えられているのか、その点いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 私たちの立場いたしましては、軍事用と言うよりもむしろ日本の経済成長を支える必要エネルギー、その中における石油の輸入所要量に対しまして何日分という計算をいたしまして、九十日あるいは百日というふうに、備蓄強化を考えておるわけでございます。そういふことを前提として、経済的、技術的の可能性を追求しておると、こういうことでござります。

○鴨山篤君 いまの問題に関連してですが、軍事的な立場から備蓄を考えない、そのことはいいんだけれども、軍事的な配慮といいますかね、備蓄をする場所あるいは備蓄の行い方といふもののが、軍事的な配慮を持って考えられるのか、それとも全くそういうものは無視して純技術的に、いまちょっと触れましたけれども、将来の安定的

な供給と立場のみにこれは立地条件を考えていくということですか。

○政府委員(橋本利一君) 立地を選定する場合あるいは備蓄方式をどのように選択するかという場合に、軍事的考慮ということも、いわゆる御意見を私、耳にしております。たとえば地下備蓄といったようなものは、万が一の場合にも安全ではないかというような御指摘のあることも私は承知いたしておりますが、私たちの立場としては、先ほど申し上げましたように、備蓄増強に当たりまして、立地の制約ということはまず第一に出でてまいりますのでござりますので、安全性、それとの関連における技術性あるいは経済性という観点から立地点を考えていくというところでございます。

○鶴山鷲君 それは、つなぎとしての最初にタンカー備蓄であります、これも先ほど触れましたが、現在国内で持つておりますタンカーの最高級のものを見ましても、おおむね二十隻前後準備しなきやならない。造船あるいは船舶の産業から考えてみて、ぜひタンカー備蓄をお願いをしたいという要求、要望がたくさんあることは承知をいたしますが、現在あります日本のタンカーで、とりあえず暫定措置としてのタンカー備蓄を行なうという考え方方に立つているかどうか。

それからもう一つは、現在の二十万トン級タンカーを対象にいたしまして、これを海上に係泊したり係留したり、いろんな方法があると思うんですねけれども、現在の構造で、言うところの備蓄に耐えられるかどうか、これは消防法その他の規定もありますので、一度検査のために油を抜くことが生ずるわけですから、おおむね二、三年間の備蓄が構造的に可能かどうか、安全性の上から見て問題はないかどうか、その点いかがでしょう。

○政府委員(橋本利一君) 二点ほど御指摘があつたわけでございますが、五百万キロリッターのタンカー備蓄をやるために、いわゆるVLCC型の船、二十万キロリッターのときには二十五隻、

二十五万キロリッターのときには二十隻、この程度要るのは当然でございますが、これにつきましては、運輸省を通じて海軍業界等のお話を伺いましたが、十分日本国籍のものだけで大丈夫であるというふうに承知いたしておるわけでござります。

それから二年程度の備蓄に耐えるのかという点でございますが、これは十分耐え得るものであるというふうに考えております。

○鴨山篤君　運輸省の中で持たれました技術審議会の答申書を私も見せていただきましたが、これはこれから新しくつくる浮遊式のものに対する安全基準になるわけであります。これは先ほども指摘がありましたが、つなぎのタンカーという性格でなくして、常用、常置をするという性格のものに対する運輸技術審議会の答申だというふうに思うわけですが、その答申に対して、運輸省あるいは政府当局としてこれでよろしいと、こういう結論を与えたわけですか。その点いかがですか。

○説明員(村田光吉君)　確かに先生がおっしゃいましたように、フローティングタンク方式の保安防災体制につきましては、まだ将来構想ということもございますが、その計画が、備蓄構想がだんだん具体化することに合わせまして、先ほど先生のおつしやいました運輸技術審議会の答申、これは災害の未然防止措置及び災害の拡大防止措置を事細かに決めたものでございますが、この内容に従いまして所要の保安防災対策というものを指導してまいりたいと、このように考えております。

○鴨山篤君　これは、安全指針が出されたわけなんですねけれども、政府としては貯蔵船方式というものを、今回、この法律が通りますと間違いくつ遊式のものをつくる、そういう計画、具体的な計画はお持ちなんですか。

○政府委員(橋本利一君)　当初、答申によりましては、民間の共同備蓄というようなことで考えておったものもございますが、先ほど申し上げましたように、私たちといたしましては主として陸上タンクというのもも考えておるわけでございます。

蓄の場合でございますが、一応私たちの雇用効果試算、タンクの規模五百万キロリッターを前提として計算いたしておりますが、これは建設段階におきまして、これはピーク時でございますが、土木建設、港湾建設、タンク配管工事、排水処理、その他の工事を含めまして約千五百人でございます。それから操業段階でございますが、事務関係業務、環境保安、港湾業務等合わせまして約二百五十人程度、そのほかにマリンサービスあるいは荷役、通船等の請負関係で約百人程度が必要といふふうに判断いたしております。ただ、タンカー備蓄の場合には、当然のこととございますが、建設だとかあるいは操業といったような段階はございませんで、先ほど若干触れましたマリンサービス、荷役、こういった関係の仕事あるいは防災の基地を建設する必要もございますので、そういうことになろうかと思ひます。

○小柳勇君　タンカー備蓄について関連して質問いたしますが、いま船が遊んでいるのでこの際と蓄での雇用効果というのは、さほど大きくないということになろうかと思ひます。

方法がござりますんで、どの技術でやるかということも変わってくるかと思ひますが、大体三万バレル・ペー・デー、一日当たり三万バレルを処理するには約二百五十億円ぐらいの資金が必要ではないかと言われております。この三万バレルに見合いまして、精製設備は約十万バレルといふことになるわけでございます。十対三ぐらいいの比率でこの設備を動かせる事になるわけでございますが、仮にその精製設備も新設するといふと、十万バレルの場合には約千一百億円程度とうふうに考えております。

○対馬孝旦君 関連いたしまして二問ほど、ちょっとお伺いします。

第一の問題は、当委員会でも私から、石油備蓄に関する話をいたしまして、苦小牧の石油備蓄基地問題で大臣の所信をお伺いをしました。五百万キロリッターで、いま苦小牧で最大の住民の課題になりました。おりまして、この間も私、現地へ行つてまいりましたが、二百五十人ほど公聴会、業界あるいは商工団体、消費者団体、労働組合団体も集まつてやりました。そのときに、いまだに苦小牧五百万キロリッターの備蓄に対し、何らの消費者に対して、櫛かけがないと、事前の説明もない、と、こういうことで非常に現地は、従来の民主的な住民のコンセンサスを得るということ、安全性、環境取り手が一体あるのかどうか、ということが問題点。もし引き取り手がなくとも、応じなかつた場合でも、強制的に割り当てをするのかどうか。なぜこれを聞くかというと、一つは公害問題、一つは価格の問題等に影響してきますので、この点どと、こういうことで、私はこの前ここで申し上げたときに、通産大臣から明確に、備蓄基地に当たつては住民のコンセンサスを得ることが基本的な第一の基本姿勢であると、それから安全性の問題を十分に得ることであるということを、大臣の所信、基本的な態度として私にお答え願っているんですが、住民の納得を得るための何らかのやつぱり公聴会等の用意等もしなければならぬという話も私、してまいりました。ところがさつぱりこれは出てこないんですね。まだその段階でないのかどうか。この点は

つきり、住民の公聴会等開いて、やっぱり事前に住民の声を聞くと。その上に立つて適地かどうかということは結論を出すという姿勢をとるべきであります。しかし、その点について、通産省は言うだけではあります。まだ必ずしも確定見合いまして、精製設備は約十万バレルといふことになるわけでございます。十対三ぐらいいの比率でこの設備を動かせる事になるわけでございますが、仮にその精製設備も新設するといふと、十万バレルの場合には約千一百億円程度とうふうに考えております。

○対馬孝旦君 関連いたしまして二問ほど、ちょっとお伺いします。

第一の問題は、当委員会でも私から、石油備蓄

は、苦小牧東部に御案内のように中国の重質油分解装置を考え、これは苦小牧に基地を考えてい

ると、予定していることが新聞で見る限りで

では出ているわけであります。私、お伺いしたい

のは、五百万キロリッターの石油備蓄の中に中國の原油も対象になつてゐるのかどうか、といふこと

と、これが一つ。

それから中国原油の重質油については、石油業界では相当これは問題があるということで、引き

取り手が一体あるのかどうか、ということが問題

点。もし引き取り手がなくとも、応じなかつた場

合でも、強制的に割り当てをするのかどうか。な

ぜこれを聞くかというと、一つは公害問題、一つ

は価格の問題等に影響してきますので、この点ど

ういうふうに苦小牧が予定地になつてゐるのかど

うか、それからそういう業界の態勢に対応してい

るのかどうか。今後の公害、価格等の問題にどう

いために、基本的な計画の作成がおくれ、ひいて

地元への対応がおくれてゐるということです。

○國務大臣(河本敏夫君) 苦小牧は大規模開発予

定地といたしまして残された数少ない地域でござ

りますので、私ども非常に大切に考えておりま

す。エネルギーに関しては、まず備蓄基地、

引き続きまして石油精製の基地さらによくまで

あります。いまのところ出光あるいは昭和石油等

がこれに参加するという手順になつております。

一言で申し上げますと、若干おくれておるの

で、その結果というよう御理解賜わりたい。十

分地元の理解と協力を得るよう指導してまいり

たいと、かよろに考えております。

それから、中国原油の予定地として考えている

化学の基地、こういう順序で進めていきたいと考

えております。

その段階に応じまして必要な作業を進めてまい

るつもりでございまして、基本方針は何ら変わっ

ておらぬわけでございますが、現段階のことにつ

きまして若干長官から答弁をさせます。

○政府委員(橋本利一君) まず、東苦における今

日の進捗状況を簡単に申し上げますと、この地域

に五百萬キロリッターのタンク施設を建設した

い。これは先ほどお話しのとおりでございました

て、昨年の十二月、当省から北海道知事に對しま

して正式に協力の依頼を行つたわけでございま

す。北海道厅としても地元の理解と協力を前提と

して協力する考え方である、かよろ回答をいただ

いておるわけでございますが、その後まだ住民と

の話し合いで入つてないじゃないかというおしか

りでござりますが、実は私もまだその時期に至つ

ていないことを非常に残念に思つておるわけでございまして、と申しますのは、この地域も非常に広うございますので、具体的にどの地点に立地するかといふことがいまの段階ではまだ決まっておらない。その具体的な地点が決まつたところで基本的な計画をつくりまして、その計画をもとに地元の住民と話し合いに入ると、こういう段階でございますが、現在のところまだAかBか、どちらの地点にするかというのが最終的に決まっておらないために、基本的な計画の作成がおくれ、ひいては価格の問題等に影響してきますので、この点ど

ういうふうに苦小牧が予定地になつてゐるのかど

うか、それからそういう業界の態勢に対応してい

るのかどうか。今後の公害、価格等の問題にどう

いために、基本的な計画をつくりまして、その計画をもとに地元の立地するかといふことがいまの段階ではまだ決まっておらない。その具体的な地点が決まつたところで基本的な計画をつくりまして、その計画をもとに地元の住民と話し合いに入ると、こういう段階でございますが、現在のところまだAかBか、どちらの立地するかといふことが最終的に決まっておらないために、基本的な計画の作成がおくれ、ひいては価格の問題等に影響してきますので、この点ど

ういうふうに影響してくるのか。この二点を、ひと

ういうふうに影響してくるのか。この

が、この政策というのはこれから一生続いていくわけですね。ところが、片方の勘定から言うと、石特会計というものは時間の都合で終わることになつて、不十分なものが幾つかあるわけです。それは、この事業計画の中で、率直に申し上げるのは、この事業計画の中でも、問題にしたいと思います。私は意見違いますが、これは別の機会に譲りたいと思います。

さてそこで、石油公團にお伺いをしますが、まことに、普通税の性格ですから、これは長官の意見と財政的な制約があると言えどそれまでかもしませんが、しかしそにしてみても技術振興対策と

○鴨山薦君 石油税三・五%も導入をされまして、普通税の性格ですから、これは長官の意見と私の意見違いますが、これは別の機会に譲りたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) エネルギー政策を進めしていくためにはいろんな前提があるわけでございまして、この点についてひとつお伺いたします。

○政府委員(橋本利一君) エネルギー政策を進めしていくためには、時間が限られています。その点におきまして、いまの石特会計が限時立法ではないかというお話をございましたが、特にそれに対する財源対策、資金を確保するということは、当然の大前提になつてくるわけだと思います。その点におきまして、いまの石特会計が限時立法ではないかというお話をございましたが、これは私二つの面があるかと思います。一つは石油税あるいは原重油関税といったものの自体は时限を切つておらないということでございま

す。石特の方は御指摘のように时限を切つておるわけでございますが、やはりその用途等について、情勢がきわめて流動的であるわけでございま

すから、そういう情勢に対応して一定时限がたつたところで見直すということがある場合において必要ではなかろうかと思います。そういうふうなから矛盾ではないかといふには思わないわけだと思います。

いうものについての積極性が非常に足りないというふうに私は思います。

それからもう一つは、エネルギーに関する情報の収集の体制あるいはそのあり方の問題についても、予算だけで機械的に言うのはどうかと思しますが、問題があると思いますね。少なくとも車両石油の話になりますと、OPECなりアメリカが必ず当初の情報を握る、日本はもう二次、三次の情報を受けてそれからばたばたするというのが従来のエネルギー情報の収集の成果ではなかつたかというふうに思うわけです。そこで、金の制約があると思いますけれども、政府は政府としての技術振興対策あるいは情報の収集についてもお伺いをしますが、直接担当しております公団としてこの分野でどう今年度から知恵を働かしていくのか、あるいは工夫をしていくのかという点を明らかにしてもらいたい。

○参考人(江口裕通君) ただいま御指摘の点一覧でございます。

石油技術振興に関する事業でございますが、これは予算上は一応四億五千三百万円でござります。ただ、これは従来御存じのとおり民間との間の、民間からの拠出金という制度を用いてきております。言うなればそれとの抱き合わせというものがわかつたわけでございまして、ここであらわれておりますぜん総事業費ということで申し上げますと、五十三年度は現在十一億七千四百万円という数字を予定いたしております。具体的に五十二年一度から五十三年度に移りました大きなポイントといたしましては、従来先ほど申しました民間との折半ということで事業構成が行われておりますけれども、それでございますと、やはり民間の最近の経済状況等におきましてやはり資金的な窮屈があるという問題がございます。したがいまして、そういったものを根本的に解決するという方向から、五十三年度以降からは、特に主体的に技術センターでございますが、ここの人件費等は公団の全体の一般管理費でもって見る、それから一般的な経常研究その他設備費等はこれはいわゆる

技術振興費という政府の交付金で見て、いたくだといふうにいたしまして、残る部分、具体的に申しますと、特別研究でございますとかあるいは特別事業費、講習会等の特別事業費、こういったたいわゆる民間の受益の要素のあるものにつきまして民間の半額の拠出をお願いするという形をとつてあります。そういう意味で、だんだんいわゆる繪がかりと申しますか、公団の自立的な努力によりましてこの事業の拡張を図っていくという考え方をお見いだしておるわけでございます。
それから情報収集でございますが、確かにこの数字の面におきまして、私ども実は御指摘のとおり、いささかこの六千万円という金額はやや寡少になります。ただ、具体的な仕事の運用といたしましては、現在世界じゅうに八ヵ所のセンターがございまして、この費目というものは別途計上されておりますし、そこでいわゆる駐在員活動というものを行つておるわけでございますが、それからなお一般的にロビイストでござりますとかあるいは調査マンとかいうような世界のそういうたしかるべき方にもお願ひをいたしまして、いわゆる情報収集活動の一環としていたしておりますけれども、なかなかこの点につきましては御指摘のとおり、なお強化する必要があるというふうに私ども考えておりまして、今後もこの点については強化を図りたいというふうに考えております。

変化等もこれも極力早く分析できるようなネットワークといふものが必要かと思います。従来からわれわれも在外公館あるいはジェットロあるいはそれぞれのわが国石油関係企業の出先事務所等を通じてその情報をキャッチしてきておるわけでございまですが、まさに御指摘のように、私たち自身といたしましてもまだ十分でないという認識に立つておりますので、そういった現状認識の上に立てておりますので、そこで、できるだけ早く正確な情報活動と申しますか、できるだけ早く正確な知識を確保できるよう今後とも努めてまいりたいと、かように考えております。

○鴻山篤君 現在、石油公団が投融資を行つてゐるわけですが、これは当委員会でも大蔵委員会でもしばしば指摘をされた点ですが、リスクの伴います事業だということは十分に理解はできますけれども、金は融資をした、ところがその後ですぐ休眠会社に変わってしまったというふうなものが非常にあるというふうに考えるわけです。この点は会計検査院も指摘をされているわけですが、私は時間の都合で全部その実情、内容を明らかにしでもらわなくとも結構ですけれども、国会でしばしば指摘をされたものについて公団として改善を具体的にやらなければならぬと思います。過去の資料を見てみると、たとえば探鉱する場合に当たりましても書類の審査がほとんど重点でありまして、具体的に会社に立ち入りをする、あるいは現地に行つてその作業の状態をチェックをするというふうなことがごくまれであります。少なくとも国民の税金を融資をするわけですから、あるいは出資をするわけですから、厳密にやってもらわなければならないと思うわけですが、しばしば指摘をしてきたわけですけれども、これについてもつと厳しい態度をとるべきだと思います。具体的に今年度からやる方針があれば、あるいは改善方策の方も全くその点はそのように考えておりましがあればお聞かせをいただきたい。

○参考人(江口裕道君) この点につきましては、まさに御指摘のとおり、いろいろともう少し厳しくやれという御指摘をいただいております。私どもの方も全くその点はそのように考えておりま

て、常時報告書を微収する、あるいは必要であれば御指摘のような立ち入りを行うというような体制は今後も続けてまいりたいと思います。

それから検査院の方からも御指摘をいただいておりますが、こういった俗称休眠会社と言われておりますものが七社ございますけれども、これにつきましてはやはり至急にその実態が表にあらわれるよう、その実態に合わせたような経理あるいは処理をしろという御指摘をいたしております。私どもの方もまことにそのとおり、御指摘ごもつともでございますので、そういう事態になつてしまひましたならば、速やかにその実態に即したような手続を迅速にとつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴山篤君 通産省にお伺いをしますが、いまは石油の問題を審議しておりますけれども、石油を含めてエネルギー全体の政策の問題について少しお伺いをしたいと思います。

昨年あるいは一昨年、それぞれエネルギーに関する答申が行われて少しづつ変化していることも承知をします。石油の将来性については一定の時期に非常に苦しい困難な状況になることも資料で明らかであります。そうしますと、勢い問題は省エネルギーあるいは代替エネルギーという問題を石油の供給問題以上にこれは配慮をしていかなければならぬ問題だ。あるいは当面の施策としては備蓄というようなこともあるでしょう、あるいは

は節約というようなこともあると思いますけれども、やっぱり政策の変更といいますか、それの強力な推進というものがなければならぬと私は思います。時間の都合で数字を申し上げることはやめますけれども、いまの省エネルギーあるいは代替エネルギーについてはどうも副次的な考え方のような気がしてならないと思うのです。その点についてわが党としては積極的に総合的にエネルギー政策を確立しろ、従来のものを修正をしてできるだけ代替あるいは省エネルギーというものに具體的な政策を当てはめろ、こういうことを主張しているわけですが、そのことについて考え方をお

同上卷之三

伺いをしたいというふうに思います。
○政府委員(横本利一君) 今後におきます内外の
エネルギー情勢というものを考えますと、まさに
御指摘のとおり石油が増産の限界に来る、そうい
った事態に対応して省エネルギーあるいは代替エ
ネルギーの開発ということにいまから十分に対応
し、取り組んでいく必要があるかと思うわけで
ございます。特に省エネルギーにつきましては、
昭和六十年におきましてその時点が必要とするト
ータルエネルギーの一〇・八兆、八千万キロリット
ルのエネルギー効率を実現いたしたいとい
うことで努力いたしておりますわけでございまして、こ
れの考え方といたしましてはいわゆる節約という
概念と効率的使用という概念の二つがあろうかと
思います。そういった認識のもとに今国会にも省
エネルギー法と申しますか、法的にこの対応を整
備いたしたいということで立法措置をお願いいた
しております。あるいは省エネルギーのための技
術開発を進めたい。それから、いずれにいたし
ましても何よりも国民の理解と協力が必要である
ということからいたしまして、ことしからいわゆるム
ンライト計画といたしまして省エネルギー関係の
技術開発を進めたい。それから、いざねにいたし
ましても、この秋口から発足させた
ターゲットを財團法人でもってこの秋口から発足させた
いということで努力いたしておるわけでございま
す。

それから、時間の関係もございましょうから詳
細を省略いたしますが、代替エネルギーにつきま
しても、まず水力、地熱、石炭、こういった国産
のエネルギーを極力活用することが必要だと思
います。もちろんこれにはおのずからの量的な限界
がござりますので、LNGあるいは原子力開発と
輸入を図りたい、そういった方向で努力いたして
おります。原子力につきましては若干の下方修正
が行われましたが、六十年度においては三千三百
和六十年におきましては三千万トンまでの開発、

万キロワットの開発をいたしたい。この前提といたしまして安全性、環境の保全ということを第一にいたしまして、国民の理解と協力を得ながら計画どおりにかようなエネルギーが開発できることに努めたいと思っております。いずれにいたしましても、一定の成長のために必要とするエネルギーが確保できない場合、それは雇用あるいは福祉、ひいては国民の生活にも直接的な影響を及ぼすものでございますので、あらゆる努力を払って必要とするエネルギーを確保いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○鴨山篤君 私は、大陸だなの審議の際にも指摘をしたわけですが、たとえば昭和四十二年の二月に答申が出て、それを契機にして石油公団が設置をされた、こういう節目はよくわかるわけです。しかし、あの当時、自主開発のシェアが一〇%から一二三五%ぐらい。それを将来展望から言えば三〇%に引き上げなければ大変だという指摘があったわけです。私はそのときに、それに応じて三〇%増産の石油開発の計画があるでしょうかと言つたら、具体的に当時持ち合せがなかつた。持ち合せがないわけではないところに韓国から話が出た、こういういきさつがあるわけです。いまは、最近は政府のあるいは公団の姿勢というものについてはわからぬわけではありませんけれども、原子力につきましても、実際に稼働しておりますのは五〇%を割つてしているわけです。ですから、計算上のエネルギーはできたいたしましても、実際の実績は大変不安定な状況にあるわけです。そういう意味で、できる限り将来突發的なことがないことを期待をしますけれども、過去の例から言ってみてもあるわけでありますので、代替エネルギーにしても省エネルギーにいたしましても、あるいは自主開発の問題にしましても、具体的に目標を定めてその体制をつくって出発しなきならないということを私は指摘をしなければならないというふうに思います。

それからもう一つは、エネルギー問題についての各答申報告書集というのがあるわけですが、こ

のエネルギーの消費構造というものは、国際的な分野から比較をして、日本は特に産業部門にエネルギーが集中をしておる。ところがフランスを除きましては、わりあいに他の国は生産部門についてのエネルギーの消費が少なくて、輸送部門だと民生部門というところに非常に集中をしているわけです。これは私は学ぶべき事柄ではないかと、こういうふうに思うわけです。政府がときどき省エネルギーとかあるいはエネルギーの節約というお話をされますけれども、しかし、現実には都市開発にいたしましてもあるいは商的物的流通にいたしましても非常にエネルギーを食うものが多いわけですね。一例を挙げると、ごく卑近な例ですけれども、新丸ビルが過去でできたわけです。ところが、そこに三万人口が集中するわけですから、あそこに三万人口が集中するわけでもなく、輸送のことを全然考えずに三万人収容の新丸ビルができる。やむを得ないからみんな通勤にマイカーを使う。で、総武線の強化はずっと後に行う。

第九部 商工委員會會議錄第二十四號 昭和五十三年六月十五日

国に比べて産業部門に非常にエネルギー消費のウエートがかかるおとるという御指摘、これも事実でございますが、それぞれ各國によりまして産業事情なりあるいは国民の生活水準の問題とかいろいろあるわけございまして、必ずしもどちらが是どちらが否ということには言い得ない点もあるかと思いますが、将来のエネルギー事情といふものを考えておきますと、できるだけエネルギー消費が少なくして、しかも経済成長を維持し得るもの、こういった方向に産業構造なりあるいは国民の社会生活構造自体をやはり変えていくということにも必要だと思います。御指摘になりました都市計画等もやはりその一環をなすものかと考えるわけでございます。

われわれといったしましても、できるだけ先を見て、それにいまから対応するという形で立法措置をお願いするということも非常に大切なことではなかろうかと思うわけでございます。先だって衆議院の方に御提案いたしましたつもりでございますので、よろしく御配慮賜りたいと思うわけでございます。

○鴨山篤君 最後に二つお伺いをします。

その一つは、海上保安庁にお願いをしますが、この間、大陸だなの問題に関連をして現地を視察をさしていただきました。日韓大陸だな協定には私は反対ではありますけれども、成立をしましたのでその現実的な立場から言いますと、これから海上保安庁が分担をします領域というのは非常に広く、また問題点の多い個所だと思われます。あるいは先ほども私が具体的に指摘をしましたように、地震その他によります流出事故などなど考えてみますと、現在の海上保安庁の装備、機能、体制といふものは率直に申し上げて心もとないような気がします。私は、いま時間ありませんから数字は申し上げませんけれども、これについて、今年度を含めてこれからの体制ですね、ある

いは裝備の質的な強化というふうなことについてお伺いします。

○國務大臣(河本敏夫君) エネルギー政策は、わが国の産業政策の中でも一番大事な政策であることは論を待ちませんが、そのためにはエネルギー行政面をまとめたようあります。私は現在の機関はむしろ日本のエネルギー庁を参考にしておるが、しかしながら、何分にもわが国はエネルギー事情が非常に悪うございまして、よほど力を入れなければなりません。そういう意味から考えますと、決して十分ではないと思います。でありますから、悪い点は、また不足する点につきましては、毎年補強しながら強化してまいりたいと考えております。

○説明員(村田光吉君) 御指摘のとおり、海上保安庁の業務は近年非常にふえまして、複雑多岐にわたっております。現有の巡視艇三百十二隻、航空機三十六機、これを重点的に配備いたしましたて、現状、業務を賄つておるわけでございますが、なお先生御指摘のとおり、銳意船艇、航空機等の計画的な増強、あるいは老朽化いたしまして、船艇の代替及び必要資機材の整備を図つてしまい

ることにいたしております。で、五十二年度の予算及び五十三年度の予算におきましても、ヘリコプター搭載型巡視船三隻、千トン型巡視船十隻、三十メートル型高速巡視艇八隻、大型飛行機三機、中型ヘリコプター十機、これらが増強整備されますので、これらを総合かつ効率的に運用いたしまして、大陸だな、あるいは新たに昨年度加わりました領海警備、あるいは漁業水域、またこのたびのタンカー備蓄の監視、取り締まり、そういう体制に当たってまいりたい、このように考えます。なお、さらに巡視船艇、航空機の整備増強につきましては、最近のいろいろの客観情勢を見きわめつつ、今後も検討を続けてまいりたい、このように考えております。

○委員長(楠正俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

○委員長(楠正俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたしました。

○委員長(楠正俊君) 再開いたしました。

○馬場富君 最初に機情法の関係から質問いたします。

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開いたします。

○馬場富君 最初に機情法の関係から質問いたします。

昭和四十六年制定の機電法が今回期限切れとなるために、機械情報産業の高度化を促進するため今回機電法が提出されたわけでございますけれども、機械情報産業の定義づけをやはり明確にしていかなければ、この今回の法案が非常に理解がむずかしいという点があるんじゃないかと思います。そういう点で機械情報産業の定義づけをひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 機械情報産業の定義につきましては、産業分類上まだ固めた定義は確立していないのが現状ではないかと思うわけでございます。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御質問の情報産業につきましてお答え申し上げますと、先ほど申し上げましたように、機械産業と情報産業といふように一応区別いたしておりまして、あたかも機械がハードウェアであって、情報産業がソフトウェアである、こういうようなふうにお受け取りになるかも知れませんが、私どもが考えておりま

情報産業は、もちろんいま申し上げました通り、ソフトウエアが中心にならうかと思ひますけれども、ソフトウエアの媒体でござりますいわゆるコンピューター——電子計算機等も、情報産業という概念から言いますと、その性格はハードウェアではござりますけれども、情報産業の範疇に入れてしかるべきではないか、こういうふうに考えております。

したがいまして、情報産業の範囲を述べよといふ御質問に対しましてお答え申上げますと、電

常よく計算センター等で言われておるわけでござりますけれども、ソフトウエアを使いまして、あるいはコンピューターに直結いたしましてある種の計算をする、情報を処理いたしましてそれを他人に販売をする、そういう業が情報処理サービス業と、ちょっとわかりにくいお答えになりましたけれども、ソフトウエアそのものをつくるのがソフトウエア業でありまして、そのソフトウエアを使いまして計算その他をする業務が情報処理サー

中でもより基礎的な施策であること及び同法が報処理の振興というより一般的な法律目的を有すること等に起因するものでございます。

そこで具体的にどういうものが除外されたかといた御質問に対しましてお答え申し上げますと、たとえば運輸関係事業あるいは土木建設関係事業等につきまして「一の事業の分野に属する事業を営む」方々の需要のみに応じまして、当該分野における情報処理のためにのみ用いられるプログラ

○政府委員(森山信吾君) 先生御指摘のとおり本法案を上程するにはかなりの時間がかかったわけでござります。私どもいたしましては、これまで続けさせていただきましたいわゆる機電法、これにかわりまして新しい考え方に基づく新法を提案させていただきたい、こういうことで、従来の継続ではございませんので、新たな観点の議論というものを十分しくちやいかなということを踏まえまして、関係各省と十分なる連絡と協議を

○馬場富君 それでは、もちろんハードウェアと
それから情報処理サービス業あるいは情報提供サ
ービス業、そこらあたりもあなたの言われる情報
産業の中に含まれると、こういうように理解して
事業につきましては、ソフトウェア業あるいは計算
機産業と情報サービス業、この二つが情報
産業に入ろうかと思います。さらに情報サービス
センターに代表されますような情報処理サービス
業というものが入るかどうかと思います。さらにつけ
加えて申し上げますと、最近起こってまいりまし
たシンクタンク等の情報提供業、こういったもの
が情報産業に入ろうかと、かよう考へておる次
第でございます。

○馬場富君 それでは実はこのソフトウエア業についてこの情報処理振興事業協会のパンフレットによりますと、「ソフトウエア業とは他人の需要に応じてするプログラムの作成の事業」とあるわけであります。またこれと対照的にこの法案には、その点が「一の事業の分野に属する事業を営む者の需要に専ら応じて当該一の事業の分野における情報処理を目的とするプログラムを主として作成する事業を除く。」とあるわけです。ここにちよつと違った見解が実は述べられておるわけでございますが、このただし書きの事業とは具体的にどういうようなことか、この違いはどうかという

ムを主として作成する事業、こういった事業にておきましては本法案から除外をさせていただいておる、こういうことでございます。
○馬場宣君 それではこの点につきましての相違は、情報処理振興事業協会の見解は、一つは広い意味でこれをとらえておると、今回の法律については限定されたところに焦点があると、こういふ違いだというふうに理解してよろしゅうございますか。

そこで具体的に申し上げまして、一番私が頭を悩ましたといいましょうか、議論の対象として取り上げられましたのは、先ほど来お話のごとき、した情報産業のうちどういったものを本法案の対象にするかという点であつたかと思います。端的に申し上げますと、現在御審議いただいております法案の中にはソフトウェア業を対象に入れておりますが、それ以外のいわゆる情報処理サービス業につきましては本法案の中に入れてないわけでございます。そこで専門、情報処理サービス業が本法案に入らなかつたことにつきまして、いろいろ問題があつたんではないかというような御批判も聞いておるわけでございますけれども、私ども

○政府委員(森山信吾君) 御指摘のとおりでござ
いまして、ソフトウエア業、情報処理サービス業
あるいは情報提供サービス業等は、ひつくるめま
して情報産業の範疇に入ろうかと、かように考え
ております。

○馬場富吉君 それでは、ソフトウエアと情報処理
サービス業との相違点というか、分け方をちよつ
と説明してください。

○政府委員(森山信吾君) ソフトウエア業と申し
ますのは、ソフトウエアを開発、販売する業でござ
いまして、ソフトウエアとは何かといふ定義に
も関係してこようかと思いますが、他人の需要に
応じましてプログラムを作成する事業をソフトウ
エア業と言つておるわけでござります。これに対
しまして情報処理サービス業につきましては、通

○政府委員(森山信吾君) 摘がございましたように、本法案上のソフトウエア業の定義は I.P.A 法の定義と若干異なつておるわけでございます。一つの事業分野に特化いたしておられます企業を除外いたしておりますけれども、これはソフトウエア業が電子計算機の利用技術といふ汎用性のある技術を経営資源といったしまして、こうした汎用的技術をさまざまな企業分野に具体的に適用していくことを通じまして、それぞれの事業活動の効率化、高度化等に寄与するというきわめて横割り的な役割りを担う産業である点を勘案して定めたわけでございます。なお I.P.A 法におきますソフトウエア業の定義につきましては、このような除外規定がないわけでございますけれども、同法に基づきます施策が育成、振興の

めて、そういういた事業に対しましては振興策を講ずるという考え方をとつておりますし、たいてい御審議いただいております機情法におきましては、特徴的な、つまり特殊の分野で検討されるべき性格のソフトウェアにつきましては除しまして、汎用性の強いものを対象に機情法では取り扱いをさしていただきたい、かように考える次第でございます。

の判断といたしまして、情報処理サービス業が本法案の体系の中で必ずしも同じものではないんではないか、逆にこの情報処理サービス業を本法案に入れることによりまして、中小企業性の特に強いそういった業種の方々にかえって不利な扱いになるのではないか、こういう点を心配いたしまして議論を重ねました結果、やはり本法案とは別個の観点で情報処理サービス業につきましては振興を図る必要があるのではないか、こういうようない御意見を皆様方からちょうどいいし、そういうものを見断しながら現在御審議いただいております法案の体系をつくり上げていったということです。さいますので、やはり新しい法律であるということもと、それを取り巻くいろんな環境が変わつておるということを踏まえまして、十分な議論をする時間をちょうどいために提案がややおくれ

た、こういうことであろうかと思います。

○馬場富君 あなたの説明だけ聞いておると、情報処理サービス業が一つは外されたということの法律につきましては各省間で問題になつたと、特に郵政あたりの関係の二重性等がかなり報道で論じられておるようございますけれども、その点郵政の関係の方来ていらっしゃいますか。——その点についてちょっとおたくの方の見解をお聞きしたいと思うんです。

○説明員(白井太君) お答え申し上げます。

ただいま森山局長から御答弁がございましたことを全くダブルのわけでございますけれども、本法案の作成の過程におきまして、いわゆる情報処理サービス業というものにつきまして、この育成とか振興策のあり方いかんだとか、あるいはこの法案の対象として取り扱うべきかいかないかという点につきまして政府の内部でいろんな角度からの検討がなされたわけでございますが、そうした検討の結果、ただいま御審議をいたしておりますような法案として成案を見たものでございます。

○馬場富君 大臣にその件質問いたしますが、特に情報処理サービス業がこの点から外されたといふことについては、この法律の中の大きいポイントだと思います。関係性があるかと言えば、少し関係性が薄いじゃないかというふうなことで私は外されたというふうな理解しか実は考えられないわけです。そういう点でこの処理サービス業についても、実は中小企業が一千二百社もこういう関係に参加しておる。こういういわば中小企業の関係が占めておる分野であると。そういう点については、やはり法律によつて保護育成しなきゃならぬ、そういう点につきまして、いまの郵政の立場は別といつてしまして、やはりここらあたりについては、私は今後も通産省として、これは外したりなんかしてはならぬ、そういう点で、やはり必要あらば今後も考えていくなり、あるいは保護育成について考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○馬場富君 先ほどからお答え申し上げておりますとおり、情報処理サービス業は本法の対象にいたさなかつたわけでございますけれども、これは情報産業に占めます情報処理サービス業の地位が薄いという観点で落としたのではないかと同様の結果を御理解賜りたいと思うわけでございます。

つまり、私どもが今回機情法でねらつておりますのは、いわゆるハードウエアとソフトウエアの結合ということを将来の機械情報産業の考え方だと思うんです。関係性があるかと言えば、少し関係性が薄いじゃないかというふうなことで私は外されたというふうな理解しか実は考えられないわけです。そういう点でこの処理サービス業についても、実は中小企業が一千二百社もこういう関係に参加しておる。こういういわば中小企業の関係が占めておる分野であると。そういう点については、やはり法律によつて保護育成しなきゃならぬ、そういう点につきまして、いまの郵政の立場は別といつてしまして、やはりここらあたりについては、やはり法律によつて保護育成しなきゃならぬ、そういう点につきまして、これは外したりなんかしてはならぬ、そういう点で、やはり必要あらば今後も考えていくなり、あるいは保護育成について考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

そこで、ただいま御指摘のございましたように、中小企業性の非常に強い業種でございますので、私どももいたしましては從来からも、たとえばIPAを通じます助成等の措置、あるいは中小企業金融公庫等を通じます金融的な裏づけ、ある

いは中小企業信用保険法等によります、いわゆる

○國務大臣(河本敏夫君) この法律をつくりますまでの間に相当な時間がかかりました。それは政府部内にいるんな意見がございまして、その調整に手間取つたわけでございます。しかし、いろいろお尋ねの問題でございますが、その一つがいわれた情報処理サービス業の方々にとりまして大変に調整をいたしました結果、先ほど森山局長が詳しく述べ、また郵政省の方からもお答えがございましたが、そのような経過で最終的には意見が一致をいたしまして、この法律がまとまりましてお願いすることになつたわけでございます。

○馬場富君 その点ひとつ局長の方からもよろしくお答えし、また郵政省の方からもお答えがございましたが、そのような経過で最終的には意見が一致をいたしまして、この法律がまとまりましてお願いすることになつたわけでございます。

○政府委員(森山信吾君) 先ほどからお答え申し上げておりますとおり、情報処理サービス業は本

業につきましては十分なる配慮を払つてしまひたがい、かように考えておる次第でございます。

○馬場富君 わかりました。

では次は、今度の法律の範囲の中に入つてしまひますハードウエアの中で、特に鉄物とか、あるいは部品、あるいは素材関係なんかには中小企

業の関係が多く参加もしておる。こういう点で、一面は重要な基礎産業でもあるという点で、ここらあたりの分野の配慮についてお尋ねいたしました。

○政府委員(森山信吾君) 機械情報産業の一つの特徴といつしまして、多品種少量生産ということがあろうかと思います。それからいわゆるアセン

ブル性の強い産業である。これは当然に土野といたしましての部品工業あるいは素材材産業の広

がりというものをを持つ性格の業種であるわけでござります。したがいまして、ただいま先生から御指摘のございましたように、部品や素材材分野を

初めといつします中小企業性の強いこういったものに対する対策と言いましょうか、配慮と言いましょうか、これにつきましては当然にそういう配慮をすべき性格のものではないか、かように考

えておる次第でございます。たとえば、自動車ある

こと基本に四十七年の八月に策定されたものでござります。

しかしながら、特に四十八年の秋以来の急激な

経済情勢の変化等によりまして、この計画はそ

のままで実施していくことは非常に困難になつた

わけでございます。その石油ショック等のことを含めまして、五十年になりましてこの計画を見直しましたとして訂正をいたしました。しかし、見直しました主要工程というようなことを申し上げますと、金額におきましては、全体の投資計画七兆円というのではなくて、内容におきましては、たとえば、加入電話が一千五百三十九万加入を計画していたところを、見直し一千四百五十五万に。あるいはビル電話五十六万を約半分以下の、経済上等の変化によりまして二十一万に。またデータ通信一万四千端末という計画も半減いたしましたとして約一万三千端末というふうに計画を見直した

外に、外資系TSSの国内進出あるいは技術進歩によるところのミニコンの急速な普及等、まあ市場構造の変化等、当初予測ができなかつた等の要素も加わりまして、当初予定したものに比べますと、いま先生御指摘の四割程度しか達成しておりません。その理由はいま私が述べた理由でござります。ただ、途中におきまして、先ほども申しましたように、一応見直しをしておりますが、見直しの結果も御存じのとおり約一万ということでおり、見直し計画に幾らか足りないという結果になつております。

が行いますサービスのあり方について、いろいろなことがあります。まあ問題が提起されておる、というようなことで、電気通信網の整備、それからデータ通信の改善と、いうようなことを中心に監察したわけでございまして、勧告の内容は二点でござります。

第一点は、「電気通信網の整備」が必要であるということです。さういふことは、内容は省略させていただきます。

第二点は、データ通信に関するサービスについてであります。三點について改善を勧告しております。

いかと思うわけです。
そういう立場から、やはり電算機等を使って、民間業との点につきましては、やはり電電公社が中心となっておりますけれども、やはりその他の電算機を使うといふのは、そういう処理分野等についての調整のいわゆる今後考えていかなければいけぬと、これがやはり五次五カ年計画の一つは失点でもあり、これからやはり電電公社が情報産業のかなめとしていかれる場合に、今後の挽回の点が非常に大きいポイントじゃないかと、こう考えるわけですが、その点についての郵

それで、その実績でございますが、五十二年にいたしまして、先ほど申し上げました加入電話の積帯解消ということは、一般的のまた経済変動に伴いまして需要も減少いたしました。そういうことで見直しまして計画を縮小いたしましたが、五十二年度におきまして、沖繩等を一部除きまして、全国的規模において解消することもできましたし、また手動式支局の自動化というような点につきましては、これも五十三年に一部残りましたが、五十三年度をもつて達成の予定でございます。またデータ通信等におきまして、これもそれでもなお

○馬場重春　まあ非常にわかりにくい説明でござりますけれども、二の方の答弁を総括して理解しますと、やはり当初立てた五次五カ年計画といふのは計画どおりいかなかつたと、まあ達成率にして四〇%程度しかいかなかつたと、こういうことです。で、その原因は、ポイントはオイルショックにあつたような印象を受けるわけでございまが、私どもが聞いておる、調べておる範囲では、これは完全にやっぱり失敗だつたと。これについては最初の計画違ひがあるのじやないかと、公社でやはり膨大な過剰投資が大きい負担になつておるのじやないかと。もう一点は、やはりお互

電公社の行うデータ通信設備サービスの対象分野を明確にする必要がある。公社はできるだけシヨナルプロジェクト的なもの、公共性の強いものに指向する必要があるということをございります。

それから第二点は、公社が行っていますデータ通信施設サービスの提供が民間の業者に比較して有利にならないよう適性化することが必要であるということをございます。

第三点は、通信回線の他人使用の範囲を緩和して、民間の業者でも利用しやすくなる必要があるということをございます。

○説明(白井太寿) お答え申し上げます
先生御指摘のように、ただいまデータ通信サー
ビスにつきましては、わが国におきましては電電
公社と電電公社以外の一般の民間企業とが競合を
して、サービスを提供しておることは先生御指摘
のとおりでございます。
私どもは、基本的には電電公社と民間の企業と
の競合というものが、本当にいい意味で国民の利益
の増進につながるというような形でこのサービス
が提供されているということは大変好ましいこと
ではないかというふうに思っております。そういう
う意味では、特に電電公社のサービスのあるべき

○参考人(谷池宏君)　お答え申し上げます。
ただいま御説明がありましたが、五次五ヵ年計画の策定当初は四十七年でございまして、ちょうど高度成長期ということで、いまから考えますと、先ほどの例でもありましたように、かなり上向きの一応予測をしたという結果になつております。その計画実施中に石油ショック等に発した経済不況の長期化と、特にデータについてはそれ以

やないかといふ点が、一つは指摘されておる点もあるわけです。

ちょうどこの問題につきましては、四十九年に
行管厅がこの点についての指摘をなしております
けれども、行管厅来ていらっしゃいますか——そ
の点についてはちょっとおたくの方の指摘の点と
調査の点を説明していただきたいと思います。

○ 説明員（董富吉之助君） お答え申し上げます。

私どもが昭和四十九年に勧告をいたしました電
気通信行政に関する監察結果に基づく勧告でござ
いますが、これは最近情報量が非常に増大してお
りまして、電気通信施設の整備が要請されてお
る。それからまたデータ通信について、電電公社

○馬場宣君　いま行管の方の御指摘もありましたね。やはりオイルショック等の問題点も一つはつたと思いますけれども、やはり今度の情報法に関する点のある点というは、情報産業の中で電電公社が占められておる立場というは、非常に大きいポイントがあると思うのです。そういう点について、やはり電電公社がよく理解をし、また分野の点について明確に判断をお願いできれば、日本の情報産業といふものはすばらしく発展するが、ここに対立感やまずいものがでてきただならば、日本的情報産業といふのはやはり他国籍企業に追いまくられてしまうと、こういう私は現状ではな

分野でデータ通信のサービスを提供していくといふことが、我が国の利益につながるわけでありまして、おのずからこの電電公社が蓄えておりますその技術を積極的に生かすことのできるような分野であるとか、あるいは非常に電電公社のようなネットワークを生かすという意味で、全國的なシステムでありますとか、あるいは非常に公共性の高いようなシステムを目指すとかいろいろな方向で、このサービスを提供するようにならねがね指導しておるところでござりますけれども、ただいま先生のお話もございましたように、なお一層その面に努力を傾注する様子に、電電公社を指導してまいりたいと思つております。

外に、外資系TSSの国内進出あるいは技術進歩によるところのミニコンの急速な普及等、まあ市場構造の変化等、当初予測ができなかつた等の要素も加わりまして、当初予定したものに比べますと、いま先生御指摘の四割程度しか達成しておりません。その理由はいま私が述べた理由でござります。ただ、途中におきまして、先ほども申しましたように、一応見直しをしておりますが、見直しの結果も御存じのとおり約一万ということでお見直し計画に幾らか足りないという結果になつております。

以上でございます。

○馬場富君 まあ非常にわかりにくい説明でござりますけれども、二の方の答弁を総括して理解しますと、やはり当初立てた五次五カ年計画といふのは計画どおりいかなかつたと、まあ達成率にして四〇%程度しかいかなかつたと、こういうことです。で、その原因は、ポイントはオイルショックにあつたような印象を受けるわけでございますが、私どもが聞いておる、調べておる範囲では、これは完全にやつぱり失敗だつたと。これについては最初の計画違ひがあるのじやないかと、公社でやはり膨大な過剰投資が大きい負担になつておるのじやないかと。もう一点は、やはりお互に今回いま法律で問題になつておりますそういう民業との関係の点がうまくいかなかつたんじやないかという点が、一つは指摘されておる点もあるわけです。

ちょうどこの問題につきましては、四十九年に行政管厅がこの点についての指摘をなしておりますけれども、行管厅来ていらっしゃいますか——その点についてはちょっとおたくの方の指摘の点と調査の点を説明していただきたいと思います。

○説明員(董富吉之助君) お答え申し上げます。

私どもが昭和四十九年に勧告をいたしました電気通信行政に関する監査結果に基づく勧告でございますが、これは最近情報量が非常に増大しておりますので、電気通信施設の整備が要請されておる。それからまたデータ通信について、電電公社

いかと思うわけです。
そういう立場から、やはり電算機等を使って、民間業との点につきましては、やはり電電公社が中心となっておりますけれども、やはりその他の電算機を使つうといらるのは、そういう処理分野等についての調整のいうのを今後考えていかなければいけぬと、これがやはり五次五カ年計画の一つは失点でもあり、これからやはり電電公社が情報産業のかなめとしていかれる場合に、今後の挽回の中につきましては、非常に大きいポイントじゃないかと、こう考へるわけですが、その点についての郵政の見解を御説明願いたいと思います。

○説明員(白井太君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、ただいまデータ通信サービスにつきましては、わが国におきましては電電公社と電電公社以外の一般の民間企業とが競合をして、サービスを提供しておることは先生御指摘のとおりでございます。

私どもは、基本的には電電公社と民間の企業との競合というのが、本当にいい意味で国民の利益の増進につながるというような形でこのサービスが提供されているということは大変好ましいことではないかというふうに思っております。そういう意味では、特に電電公社のサービスのあるべき姿ということについて申し上げますと、やはりこの電電公社の特徴、特色というのを最も生かした分野でデータ通信のサービスを提供していくといふことが国の利益につながるわけでありまして、おのずからこの電電公社が蓄えておりますその技術を積極的に生かすことのできるような分野であるとか、あるいは非常に電電公社のようなネットワークを生かすという意味で、全國的なシステムでありますとか、あるいは非常に公共性の高いようなシステムを目指すとかいろいろな方向で、このサービスを提供するようになればねが指導しておるところでございましたように、なお一層その面に努力を傾注するようになります。電電公社を指導してまいりたいと思っております。

○馬場寅吉 じゃ、その点通産大臣から、このやり立案がおくれた理由の中にも、まあ大臣はそここのところはつきりおっしゃいませんけれども、各省との関係の中で、いま私が問題を提起した点もあつたんじゃないかと、そういう点で、これからこの情報産業の進歩につきましては、法律も一つは必要でございますけれども、やっぱり日本のトップクラスにある通産とか郵政の大蔵クラスがこういう点についてよく理解を持つておらぬと、この法律は死んでしまうと私は思う。そういう点で、通産大臣のひとつ所見をお伺いしたいと思う

が百一十八日、こういった数字になつておなります。それから備蓄方法でございますが、おっしゃる意味は備蓄の手段というふうに理解いたしますと、当然陸上備蓄もあるわけでございますが、特にヨーロッパ諸国あるいは北欧諸国におきましては、いわゆる地下備蓄というものが現実と申しますか、実用化されておる。特に岩石をくりぬきまして備蓄する場合と、いわゆる岩塩鉱を掘り出した後の穴を活用しているというふうに承知いたしました。

来年検討いたしておるわけでございます。ただいま御指摘の地下備蓄方式につきましても、そのような観点で検討のための研究会を設置いたしまして、いろいろと準備いたしております。現在、主として花崗岩地帯を中心いたしまして、全国で数十個所地点をまずデータについて調査いたしております。その段階を経た後、実地に委託調査等を実施して、わが国でどの程度可能性があるか、経済的、技術的可行性いかんといったような調査も、直接個々のサイトについて入っていく順序になるだらうと思います。

やざいません。先ほど申し上げましたように、主として花崗岩地域等を中心にして現在活用し得るデータで、机上ではございますが調査をいたしておるということですございます。そういった調査を受けまして、来年度に実証プラントと申しますが、テストプラントを具体的な地点についてやつてみまして、そこでファイージビリティースタディーを固めていきたいというふうに考えておるわけでございます。一言で申し上げると、今後の検討課題である、必ずしも可能性は少ないというわけじゃなくって、むしろ花崗岩地帯にはかなりの有望性があるんじやないかというふうに見ておりま

○國務大臣(河本敏夫君) 全く御指摘のとおりでございまして、法律をつくったから物事が解決す

ある」と、もう少しあのやうなふれこめせん。やはうに
政府内部におきまして常に責任者が、いま仰せに
なりましたように、この問題の重要性を認識して
取り組んでいくと、こういうことが必要だと思いま
す。

○馬場富君 いや次は、公團法の関係で御質問い合わせます。

最初、備蓄についてございますけれども、特に予算や需給計画については後からお尋ねいたしましたが、備蓄だけについて最初ひとつ御説明願いたいと思います。

費量に対して百五日現在持つておるわけでござりますが、いま御指摘の大口ユーザーについての備蓄でございますが、西独政府といたしましては、化学会社等いわゆる石油製品の大口需要者に対し

えていかなきやならぬと、こういうわけですね。そういう点についてどつちかといふと、国家だと云ふかそういう——もちろんそういう立場の備蓄は当然必要でしようけれども、長期的に考えていく

いは流通といったようなことを考えますと、まず、メーカー儲蓄を実施に移すべきでないか、それに対して国として側面から助成するという形で、いわゆる石油儲蓄法に基づきまして、五十四

この提案理由の補足説明の中にもございまして、が、西欧諸国については海外よりの石油依存度が低いのに、平均的に百日以上の備蓄をしておりと、それについて日本の方は九十日備蓄を目標にしておるが、まだ達成していないと、そういう状況であるから今日の法案の提出があつたんだということありますけれども、その西欧諸国の備蓄方法と量というのはどのような状況か、ちょっと説明していただきたいと思います。特に備蓄方法についてですね。

まして、需要量の十四日分を備蓄するようになると請しておるというふうに聞いております。

○馬場富君 それから先ほど出ました地下備蓄についてアメリカが主力になつておるわけでござりますが、ここらあたりの点について、やはり日本では地下備蓄について調査検討されたか。先日も新聞等の報道で、ある県がそういう点についての調査をしてほしいというような申し出もあつたというふうに聞いておりますが、この点はどうでしようか。

は、民間備蓄のよき形で、使方々がやはり自分たちを守るために備蓄を考えいくという、そういう方向性についてもこらあたりで、備蓄についてはも考え直さなきいかぬのじやないかといふ点を私も思うわけです。よしんば、そういうところに補助育成をしていくような考え方を持つべきじゃないかという点を、いま外国等の備蓄をずっと調べておりまして、外国等で大きい数字ではないけれどもそういうことも考えられつてあるということを聞いておりますが、その辺ども

石油開発公団備蓄がスタートするということになるわけで。その上で、御指摘のいわゆる大ロユーズナーが国の助成を得て備蓄するのが適当であるかどうか、その可能性はどうかといったようなことについては、先ほど民間メーカー備蓄に踏み切る段階においても検討したと申し上げましたが、そういう問題点を詰めながら判断してまいりました。

○政府委員(橋本利一君) まず、ヨーロッパ諸国におきましては、現在平均いたしまして百日ということでございます。具体的にはフランスが百一日、西独が百五日、イタリアが百十二日、スイス

○政府委員(橋本利一君) 御承知のように、わが国の場合、陸上タンクを主としておるわけでございますが、そのほかにも経済的にまた技術的に可能な備蓄方式がないかということをここ两三

○政府委員(橋本利一君) まず、地下備蓄をわが国で実施できるかどうかというお尋ねでございましょうか。

い、今後の課題といたしたいと、こういうことでござります。

油関係を使用される分野において個々に消防法に基づいた形で、やはりそれは一ヵ所や二ヵ所にかためることよりも、ほくは數だと思うんですね、備蓄は。そういう点で、やはり将来のエネルギー危機に備えていく考え方はひとつ必要じゃないかと思うのですが、その点もう一つどうですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点はやはり一つの考え方だと思いますので今後の検討課題にいたしたいと思いますが、問題点は、保安なり防災との関係でどうかという点、それから緊急事態におきましてさようなユーチューバー備蓄というものが国家目的的に活用し得るかどうかといったような点が検討点かと思いますが、一つの御示唆といふことで検討させていただきたいと思います。

○馬場富君 次に、備蓄に關係いたしましての燃料の保管ということで、今回の宮城県沖の地震につきまして午前中も質問がございましたけれども、二万キロリットルの重油が噴き出して一部は海上にも漏れると、こういう点で、この点につきまして消防庁の関係はいらっしゃいますか。

この点につきましては、通産省から先ほど御説明がありましたが、特にマグニチュード八の耐震目標でつくられておったのが七・五でああいう状況になつて、こういう点について、やはり備蓄についても漏れました。それがああいう点につきましては、通産省の方からこの点について説明願いたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 今回の地震によりまして、その後における対応はかなり積極的に関係者が努力いたしたと思うわけでございますが、いたしましたとしても、三千キロ程度の油が海上に流出したということは非常に遺憾なことと思つておるわけでございます。これにつきましては、現在担当課長を一昨日来現地に派遣いたしておりますので、帰京次第その状況報告を受けましてそれによつて、私がかつての愛知県の関係だけをちょっと見てみましても、地盤沈下等によってあ

当然のことございますが、備蓄タンクの安全性のためには構造上の問題あるいは消防法、石油コンビナート等防災法、こういった関係法規に即して厳正に審査した上で設置を認めてまいり、極的消極的、両面から備蓄タンクの安全性を確保していく必要がある、かように考えております。

○馬場富君 今回の対策の中でも、特に消防関係がいらっしゃると非常によくわかるのですけれども、やはり新安全基準というのは出されておりましたがござりますけれども、そういう点についての適用も、やはり期間等の関係もあって今回はなれてなかつた。それがあればまだこれを食いとめることができたのじやないか、こういうように言われておりますけれども、現在日本の中にそういう大きなタンクだけでも一千七百八十七基ほどあると、こう言われておるわけでござりますけれども、そういう点について、こらあたりについても、そういうものがなされておるかどうかという点ですけれども。

○政府委員(橋本利一君) 現在いわゆる貯油設備一タンクでございますが、タンク容量一万キロリッター以上のものに限定いたしますと、全国で約二千五、六百基、収容能力といたしましては、八千万キロリッター程度に及んでおるわけでござります。このほかにも一万キロリッター以下の小さなものもあるわけでございますが、こういったものを消防法に基づきまして定期的に検査をすると、いうことのほかに、時に応じて外観検査をやる。外から外観を見まして故障がないかどうかといつたよなことを常に、断然にチェックいたしております。

○馬場富君 ところが、きょうちょうど消防関係がいま、あちらのあれで来てませんが、実際、実情を見るとなかなかそうはいかぬ。一発日本の列島の中に、この間のような地震が発生したときに、かなり危険な状態のところが多いというわけです。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のような点につきましては、取り締まり官庁だけに任せることなく、われわれとしては事業者を直接指導する立場でもございますので、さような事態にならないよう、あるいは御指摘のようなケースについてはできるだけ早く改修させるように指導してまいりたいと思います。

○馬場富君 委員長の方にお願いいたしますが、きょうは消防庁の方が欠席でございますので、そういう点で、いま私の言いました全国の大きいタンク、そういう関係につきましてその防災に対する安全性についての一回調査状況を委員長を通して御報告をいただきたいと、こういうようにお願ひいたしたいわけですから、よろしくござりますか。——よろしくお願ひいたします。

では次に通産大臣、ちょうどどこの機会ですか、このことは直接関係がございませんけれども、関連でございますが、大臣がいま予算執行の中ではやはり下半期は息切れのおそれがあるということがありますか。——よろしくお願ひいたします。

○政府委員(河本敏夫君) まず、現在の経済情勢であります。これまでのところは年初からここまでやや下落した後、中期は景気対策のために臨時国会の申し入れをお話しになったということが報道されておりますけれども、この下半期に対する通産大臣としての見通しについてひとつ御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) まず、現在の経済情勢であります。これまでのところは年初からここまでやや下落した後、中期は景気対策のために臨時国会の申し入れをお話しになったということが報道されておりますけれども、この下半期に対する通産大臣としての見通しについてひとつ御説明いただきたいと思います。

それから雇用情勢を見ますと、むしろ一年前に比べて悪くなつておる。完全失業者も約二十万ばかりふえております。

それから国際情勢を見ますと、アメリカの経済も四月一ぱいは非常に順調に推移をいたしましたが、五月になりましてからインフレ傾向のために相当強力な引き締め政策を始めております。たとえば公定歩合なども引き上げましたし、あるいは減税の規模などを縮小いたしております。

このように考えますと、内外におきまして予算編成当初から事情の変わつておる点が相当見受けられるわけでございます。さらに一番大きな点は、上半期に公共事業が七三兆集中しておるということだと思います。およそ公共事業の四分の三を上半期に実施し、四分の一を下半期に残す。当

の大きなタンクが傾いているのがある。私の知つておる範囲だけでも二十六基あると思いますが、そういう点について安全策が考えられておるかどうかという点、ひとつ御説明願いたいと思いま

す。それからさらに、貿易の黒字率は相当大きな数字が依然として続いております。輸出は制限をいたしておりますけれども、それでもやはりドルペースの受け取り金額では相当大幅な黒字が続いております。現状ではほど強力な緊急輸入対策もござりますけれども、そういう点についての適用も、やはり期間等の関係もあって今はなれてなかつた。それがあればまだこれを食いとめることができたのじやないか、こういうように言

われておりますけれども、現在日本の中にそういう大きなタンクだけでも一千七百八十七基ほどあると、こう言われておるわけでござりますけれども、そういう点について、こらあたりについても、そういうものがなされておるかどうかという点ですけれども。

○馬場富君 委員長の方にお願いいたしますが、きょうは消防庁の方が欠席でございますので、そういう点で、いま私の言いました全国の大きいタンク、そういう関係につきましてその防災に対する安全性についての一回調査状況を委員長を通して御報告をいただきたいと、こういうようにお願ひいたしたいわけですから、よろしくござりますか。——よろしくお願ひいたします。

では次に通産大臣、ちょうどどこの機会ですか、このことは直接関係がございませんけれども、関連でございますが、大臣がいま予算執行の中ではやはり下半期は息切れのおそれがあるということがありますか。——よろしくお願ひいたします。

○政府委員(河本敏夫君) まず、現在の経済情勢であります。これまでのところは年初からここまでやや下落した後、中期は景気対策のために臨時国会の申し入れをお話しになったということが報道されておりますけれども、この下半期に対する通産大臣としての見通しについてひとつ御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) まず、現在の経済情勢であります。これまでのところは年初からここまでやや下落した後、中期は景気対策のために臨時国会の申し入れをお話しになったということが報道されておりますけれども、この下半期に対する通産大臣としての見通しについてひとつ御説明いただきたいと思います。

それから雇用情勢を見ますと、むしろ一年前に比べて悪くなつておる。完全失業者も約二十万ばかりふえております。

それから国際情勢を見ますと、アメリカの経済も四月一ぱいは非常に順調に推移をいたしましたが、五月になりましてからインフレ傾向のために相当強力な引き締め政策を始めております。たとえば公定歩合なども引き上げましたし、あるいは減税の規模などを縮小いたしております。

このように考えますと、内外におきまして予算編成当初から事情の変わつておる点が相当見受けられるわけでございます。さらに一番大きな点は、上半期に公共事業が七三兆集中しておるということだと思います。およそ公共事業の四分の三を上半期に実施し、四分の一を下半期に残す。当

責任を負う、屋外については販売業者が責任を負うということに明確にいたしたわけでございません。しかしながら、消費者といいますのは、こういう維持管理について的確な知識を持つておるということを必ずしも期待できないわけでございませんので、これについては、消費者に対してそういう点の知識を十分説明するというふうな体制をとつておりますして、これはやっぱり販売業者が責任を持つて維持管理についての調査をしたり、あるいはいろんな事実を周知したりする義務をつけ加えておりまして、その補完によりて消費者が維持管理をするという形になつております。ただ、いまのお話のように、事故などが起こりましたときの責任関係は、またこれは別でございまして、この維持管理責任があるからといって、直ちに事故の場合のたとえば賠償責任が消費者にあるというふうなことをわれわれは考えておるわけではございません。これは、やはり事故の原因を調査をいたしまして、たとえば販売業者が十分義務を履行しなかつたために起つたとか、あるいは設備工事の不備があつたとか、あるいは器具の欠陥があつたというふうなことでござりますれば、これは当然その原因者が責任を持つということをございまして、消費者に責任が及ばないというふうに考えております。

ておりますけれども、それは第一義的な維持管理責任でございまして、事故のような問題のときの補償責任を無条件で消費者に課するというものではないということでございます。

○安武洋子君 通産省からいただきました資料によると、LPGの事故のうち、消費者の誤操作によるものが五百四十一件中三百八十一件、七百六十七件中七十四件、四四%です。LPGの方が、事故中、消費者の誤操作の占める率も大変多く、いわけですし、事故の絶対数といいますのも、LPGですね、これは千八百万、それから都市ガスは千四百万です。こういう普及比から見ても、ずっとLPGの方が高いわけです。ガスの特性とか、カロリーの違いとかというふうなこともあると思いますけれども、消費器具と、一箇所から見えまして、こういう点をどうとらえておられるのか、ひとつ簡単でよろしくうございますのでお答えいただきとうございます。

○政府委員(左近友三郎君) 消費器具と申しますのは、取り扱いの注意を十分しなければうまく扱えないというのはいけないわけでございまして、余り知識がない人がじつても安全にしておくと、いうのが理想でございます。そういう点で、今後十分消費機器について検定等を通して実施していくたいというふうに考えておりますので、その点何と申しますか、常に改善を実施いたしまして、知識がない人がいじつても安全なような消費機器を開発していくという方向に進めていきたいというふうに考えております。

○安武洋子君 LPGの危険性が高いということははつきりしているわけなんですがけれども、このことを消費者によく周知、啓蒙するというふうなことは大切なことだと思います。しかし、同時にガス器具そのものの安全性も、いま言われたように知識のない人がいじつてもよいように改善していくということは、これは欠かせない非常に大切なことだと思います。

ついて、器具にかかるもののうち、器具別といたる
メー カー 別につかまえた、とらまえたデータとい
うふうなものはお持ちでございましょうか。

○政府委員(左近友三郎君) L.P.ガスの事故のうち、大体器具の欠陥が原因になつておるものとい
うものの件数は、全体のうちの約三%でございま
すが、残念ながら現在のところの統計では器具別
の統計が出ておりません。しかし、いま御指摘のよ
うに、今後この器具の改善を図つしていくためには
はそのような統計が必要だと思いますので、今後ひ
とつそういう統計をとつていくことでやつてまいりたいというふうに考えております。

○安武洋子君 そのデータの収集体制でございま
すね、それはどのようになっておいでなんじょ
うか。たとえば販売業者とか保安センターからよ
うに、今後この器具の改善を図つていくためには
はそのような統計が必要だと思いますので、今後ひ
とつそういう統計をとつていくことでやつてまいりたいとい
うふうに考えております。

○政府委員(左近友三郎君) 事故が起こりました
ときには、もちろん警察とか消防も参りますが、
県が取り締まり責任者でございますので、県の職
員が参りまして、消防、警察等と一緒に調査をす
るわけでございますので、現在事故統計は通産省
としては県からとつておりますので、県の方でそ
ういう分類をして出していただくということにいた
したいと思っております。

○安武洋子君 今まで L.P.G.の器具でございき
すね、この器具に関して、欠陥器具の回収例、一
体どれくらいあるのか、種類、量、まあどれぐら
いあるのかということをお尋ねいたしとございま
す。

○政府委員(左近友三郎君) 器具の事故が起こり
ましたときに、一度とそのような事故が起こらな
いという検討をするとともに、必要な、從来市場
に出回つてゐるもの回収させたという件がござい
ますが、具体的な例を申し上げますと、一つは、
自動切りかえ調整器というのをございますが、こ
れがやはり不完全であつたということがわかりま
したので、大体三十九万個ぐらいの調整器の回収
を指導したことなどがございます。これは大体四十七
年から五十年の間に問題が発生して処置をしたわ

けでございます。それからもう一つは、ゴム管の一部が亀裂が生ずるというふうな種類のゴム管がございましたので、これは大体昭和五十年でございますが、百万メートルぐらいのゴム管を回収させました。それから第三には、LPGガス用のガス漏れ警報器でございますが、これも四十九年に試買検査を当方でいたしましたところ、その検知濃度に問題があるというものがございましたので、大体やはり百九十万個ぐらいの回収をさせたという実例がございます。

以上でございます。

○安武洋子君 それじゃ、欠陥器具でございますね、その欠陥の原因究明とか、それからその上に立った技術の指導とかいうふうなものはどうなつておりますでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) その欠陥を当方が把握いたしますと、いま言いましたように回収もさせますが、それに並んで、その器具の技術基準の改正というものを行いまして、いまのようないくつかを何といいますか教訓にいたしまして、この器具についての改良を命じております。それの一例を挙げますと、たとえば、いわゆる立ち消えというのがときどき起こるわけでございますが、バーナーの火が消えた場合にガスが漏れないよう、安全装置の義務づけというのを五十年の一月にガス湯沸かし器等にやらしております。これはつまり、今後の検定の際にこういうものがつけてないと合格しないということにしたわけでございます。また、簡易コンロについても、過熱して事故が起つたというふうなことがござりますので、やはり安全装置の義務づけを五十一年六月にやっております。以上のようなことがござりますので、事故の教訓を生かして今後の器具の検定、指導というようなところの改正をやりまして、その後の器具にはそういう問題が起らないような指導をいたしておるわけでございます。

○安武洋子君 「液化石油ガス消費者保安体制のあり方について」、高压ガス審議会のこの答申の中に、まあ欠陥品の点検、修理、交換、回収等を

早急かつ確実に履行を担保し得る方策の検討、と
いうふうなことが指摘されておりますけれども、
この点はどういうふうに対処をなさるんでしょ
うか。

○政府委員(左近友三郎君) この回収等を國らせ
るために、今回の改正で災害防止命令というも
のが出ることになつておられまして、この出回り
ました器具が一般消費者の生命あるいは身体に危
険が生ずるというようなものについては、そういう
器具の回収を命ずることができるという条項を
今回入れております。そしてその回収をさすため
には、実は命令をするだけではなくて、現実に回収
できるような体制を整えなければいけないもので
ございますので、ガス機器の工業会にいざという
場合に回収ができるような、いわば基金の積み立
てというものを見つけておられまして、そ
ういう実質的な裏づけをつけた上で先ほど申しまし
たような災害防止命令というものを今回新設をし
て、いざという場合にはそれを発動したいとい
うふうに考えておるわけでございます。

○安武洋子君 現行法にございまして器具製造業者
の登録及び型式承認制度、これが全く運用されて
おりませんけれども、その理由は何でございます
か。

○政府委員(左近友三郎君) 型式承認制度と申し
ますのは検定と並んで規定されておりますが、檢
定はつまり国ないしは国の指定した機関が工場に
臨んで検査をするわけでございますが、型式承認
は型式の許可を受けた上でこの工場自身が自己検
査をして、そしてその自己検査をした旨を表示し
て出すという制度でございますが、これについて
はその工場の品質管理体制が十分行われていて、
承認を得た型式どおりのものが必ず出る、そういう
品質管理が十分行き届いておるという確認がな
ければできないわけでございまして、残念ながら
ほどのいわば品質管理について当方が信頼をおけ
るという認定のできる工場がなかつたというこ
とでござります。しかしながら、もうプロパンガス
でござります。

○安武洋子君 ちょっと解せないと思つてお
れども、この器具製造業者といいますのはペロマ
とか、リンナイとか、ナショナルとか、サンヨー
とかといいまして、大変この業界大きなところだ
と思つておるところが、いまおさら
かる御答弁のように型式どおりの製品が製造でき
るかどうかと、信頼がおける会社がなかつたとお
つしゃいましてたけれども、本当にそういうことな
んでしょうか。どうもいまの御答弁、少し納得が
いかないんですけども。

○政府委員(左近友三郎君) もちろんこれは業界
の、つまり工場の、製造業者の方から申請をして
認める制度でござりますから、何と申しますか、
申請がなければ当方からやらせられないというこ
ともござります。しかしながら、この検定でやる
のと並行してこういう制度でやるというのも一つ
利点もございますので、いろいろ干渉はしております
ます。しかしながら、今まで申し出がないとい
うことが事実でございますが、そのベースにはわ
れわれが見てもそれじや、型式承認でいるかと
いうことになりますと、やはり相当よく調べてみ
なければいけないというものが現実でござります。
○安武洋子君 それでは、答申ではこの制度の運
用を図るようについておもなうになつておりますけれ
ども、じゃ、今後行政措置をどうお進めになりま
すんでどうか。

○政府委員(左近友三郎君) われわれといつしま
しては、今後この制度の適用を受ける工場が出て
くような行政指導を十分やつてしまいたいと思
て答申に盛られていくような第三者による工場審
査、これを行うシステムというのが必要だと思う
のですが、一つ問題が多いのは、わりあいプロペ
ンガス器具とくらべて、いま私が申し上げた、そし
て答申に盛られていくような第三者による工場審
査、これを行うシステムというのが必要だと思う
のですけれども、それは行政指導でおやりになる
ますので、この新製品で製品がちょいちょい変わ
りますと、この制度がうまく動きにくいというこ
とにしましても先ほど御答弁ございましたように、

の普及も大分広がつてしまつましたし、業界も大
きたいというふうに考えております。

○安武洋子君 ちょっと解せないと思つてお
れども、この器具製造業者といいますのはペロマ
とか、リンナイとか、ナショナルとか、サンヨー
とかといいまして、大変この業界大きなところだ
と思つておるところが、いまおさら
かる御答弁のように型式どおりの製品が製造でき
るかどうかと、信頼がおける会社がなかつたとお
つしゃいましてたけれども、本当にそういうことな
んでしょうか。どうもいまの御答弁、少し納得が
いかないんですけども。

○政府委員(左近友三郎君) 実は、この問題がい
ま申しました型式承認制度の問題とも関連してお
りますし、それから検定の場合でもそうでござい
ますが、要するに工場の品質管理体制が十分整
つておるということが、検定なしは型式承認の
制度の前提になつておるわけでござります。ここ
で、これを答申では指摘したわけでござります。
ただ法律上は、その検定とか型式承認といふこと
で押さええておりますので、むしろそれをやる前提
でござりますので、われわれといたしましては答
申の御指摘はこの法律の制度の運用を円滑にする
ために、指導によつてこういう点を達成せしめる
ということだといふうに理解しておりますので、われわれといつしましては、現在の検定を
受けた工場に対しまして、指定検定機関等の
第三機関が品質検査、品質管理体制を審査をす
るというふうなことを行政指導でやらしていこう
ということです。消費者の誤操作による事故のう
ちに、余りにも操作がしにくく、それからプロペ
ンガスの特性がありますから、そういうものが原
因になつて非常に事故が起つて、そういうふう
なことがあると思うのです。通産省でも消費者に
保安上の啓蒙をなさるというふうなこととあわせ
て、私は器具製造業者に対しましても、やはり不
断に器具の安全性を高めるような強力な行政指導
というものをなさつていただきたい、こういうこ

もございます。しかしながらわれわれとしては、
そういうこともありますけれども、実は品質管理
の向上というものをもつと促進して、この制度に
おどりながらも、これにある程度統一していく必
要というのはあると思うのです。この点もう一度
確認させていただきますけれども、やはり誤操作
を起こさないような、操作がしやすくして安全性
の高いものにある程度は統一していくという、こ
ういう必要性をお認めでござりますね。

○政府委員(左近友三郎君) 誤操作を起こさない
ようなものを持つていくということは必要だと
思ひますので、事故原因を分析したり、あるいは
人間工学的な見地からどういうふうな手の動かし
方をしたらいいかというこの検討を進めまし
て、そういうガス器具の操作をする、たとえばコ
ックだとかハンドルというようなものはなるべく
統一的なものを持つていくことは、現在専
門家の委員会を設けて検討もしておりますので実
施をしていきたいと思っております。もちろん、
また器具によって若干違う点も出てまいります
が、しかし大きく言えば、だれがどういう事態で
も操作を誤らないようなものに大きく統一して
くということの必要性は御指摘のとおりだと思います。

○安武洋子君 私の宿舎のおふろの湯沸かしも大
変扱いにくうござりますので、LPGガスの場合わ
ずかな操作ミスでも大きな事故につながるという
ふうな危険性があるわけです。ですから、それだけ
に器具の安全性というものが一層強く要求され
ると思うのです。消費者の誤操作による事故のう
ちに、余りにも操作がしにくく、それからプロペ
ンガスの特性がありますから、そういうものが原
因になつて非常に事故が起つて、そういうふう
なことがあると思うのです。通産省でも消費者に
保安上の啓蒙をなさるというふうなこととあわせ
て、私は器具製造業者に対しましても、やはり不
断に器具の安全性を高めるような強力な行政指導
というものをなさつていただきたい、こういうこ

とを重ねてお願いいたしまして、私のL.P.ガスのこの問題についての質問を終わらせていただきたいと、次に機情法に移らせていただきたいと思うのですけれども、ここで一遍決意のはどをお伺いさせていただきます。

○政府委員(左近友三郎君) プロパンガスは全国の千八百万世帯ということで、都市ガスよりも多くの人が使っております。したがいまして、それの保安を確保するということは一番大切なことだと思っておりますので、この法案をお認め願えますれば、新しい法案に従つて安全確保に邁進したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○安武洋子君 機情法について御質問申し上げま

この法案は、河本通産大臣もおつしやつておられますように、これから日本の産業構造を転換していくための一番の基本をなす法案だと思います。もちろん、この法案だけによって現在の産業構造が全部変わるわけではないと思います。しかし、発展途上国への追い上げとか、あるいはエネルギー・資源などの事情の変化などの事態に即応する体制をつくり上げる、産業構造の面から見ますと、この法案の期するところはこういうことではないかと思うわけなんですね。

そこで、産業構造政策、これにつきまして二、三御質問を申し上げどうぞおきます。

も、円相場が大変高騰いたしております。この円高の原因とか、円高の日本産業への影響などにつきましては当委員会でも再三取り上げられてまいりましたし、私も、雇用問題を含めまして中小企業対策とかあるいは円高の国内的、国際的原因について質問もしてまいりましたし、わが党としての解決案も主張をさせていただいてきたわけなんです。通産省は毎年産構審の答申などをベースにされまして産業政策を進めておられますけれども、引き続く不況、円高、そしてこれに伴う海外でのさまざまの摩擦、こういう事態に直面して、

きな作業を始めることにいたしました

まず、通産省内部で本年度内に、来年の三月までにある程度の構想を含めまして、そして来年いっぱい産業構造審議会の御意見等をお聞きいたしまして、そして来年度中にはアウトラインを求めたいと考えております。そしてそれに従つて、一九八〇年代の産業構造はいかにあるべきかということで新しい産業政策の指針にしたいと考えております。

ただしかし、ここで申し上げたいことは、これまでの経験では、幾らりっぱな産業構造の青写真ができましても、産業に活力がございませんところはもう絵にかいたもちでございまして、全然実行することが不可能であります。でありますから、やはり産業構造を現実にこれを推進するためにはもとの青写真も必要でございますが、またそれも当然りっぱなものでなきやならぬと思いますが、同時に、それを実行するための活力ある経済ということが必要でございまして、そういうことのためには、やはり景気の回復ということが絶対の前提条件であると考えておりまして、そういう角度からこの問題を取り組んでいきたいと考えております。

○安武洋子君 私、戦後の日本の産業構造といいますのは、あらゆる政策手段をフルに用いて重化学工業を推進して、この重化学工業の国際競争力、これを強化することであったと思うわけであります。この反面、農業人口というのが大幅に減少されていった、それが重化学工業へ労働者を供給する、こういう役割りを担わされてきたと思うんです。この中で、石炭産業のように国の政策によつて急速に衰退させられていった、こういうものもあります。

機械産業の場合を見てみると、機振法によつて育成対象とされましたし、それから電子工業は電振法によつて振興が図られてきたわけです。そしてこの機振法、電振法、これはこの三月末で失効しました機電法に受け継がれた、こういう経緯をたどつてきております。機電法では機、電、この

電子、ソフト、この一体化が中心になっておりま
す。機電法では、業界からも機、電一体化、この
役割り、目標は果たした、こう評価されておりま
すのも、これも周知の事実でございます。機電
法、そしてこれを受け継ぎました機情法の仕組み
そのものを見てみますと、研究開発促進機種、そ
れから工業化促進機種、合理化促進機種、これが
選定されまして、これらについて高度化計画が立
案される、そして資金が確保される、こういうこ
とになっております。こういうことは今までと
大枠の変化がないということなんですね。今まで
の政策手段、この大枠の変更がない、ということ
は、今までの政策手段が有効なものであつたと
いう御判断からこういうことになつたんだろうと
いうふうに思うわけですけれども、一体このよう
な仕組み、政策手段が機械産業とか電子産業の研
究開発、合理化にどのように役立つものなのか、
こういう方式はどのようなメリットがあるとお考
えなのか、その点をお伺いさせていただきます。
○政府委員(森山信吾君)　ただいま御指摘になり
ましたように、今回御審議をお願いいたしており
ますいわゆる機情法の仕組みと、これまでどつて
まいりました機電法、あるいはそれ以前の機振
法、電振法とはバーテンにおいては同一のバーテ
ンをとらしていただきたい、かように考えておる
次第でございます。と申しますのは、やはり一種
の自由経済のもとにおきまして国が特定の業種を
重なる計画経済を行うというのは問題があるんで
はないか、こういう考え方でございます。したが
いまして、昭和三十一年に機振法、あるいは三十
年に電振法がつくられたわけでございます。そ
のとき以来、いま申し上げましたようなパターン

を続けておるわけでもござります。

それで、御指摘のとおり昭和四十六年に機振法と電振法が一緒になりまして機電法をつくらしていただきまして、七年間の誘導をさしていただきたわけでございますが、その背景になります社会情勢あるいは経済情勢の変化というものは絶えず

探求をしていく必要はあるうかと思いますけれども、そういった環境変化というものを踏まえまして、具体的に政策誘導をしていく手段といったとしては、先ほど申し上げましたとおり、ゆるやかなガイドィンスということが要求されるのではないか、こういうことでございまして、そこに一つのパターンが定着化せざるを得ない、こういう状態ではないかと思います。そこで、いま御指摘のとおり高度化計画というものを立てまして、それに対します共同行為でございますとか、あるいは国としての資金の助成でございますとか、あるいは税制的な助成、ゆるやかなガイドィンス、こういったやり方でやらせていただきたい、かように考えておる次第でございます。

に同一のバターンということで、産業の振興を図る仕組みあるいは手段が変わらない、こういうことは、対象にする機種、それから機器、これがが、研究段階から工業化の段階に進むとか、また合理化段階に進むというような変化に応じて対象の入れかえをするということだけだと私は思うわけです。それからまた生活環境の保全、整備とか、資源の有効な利用を図るために機械が社会経済上必要になるからこれを対象にするということだらうと思います。

また、コンピューターの発達に応じて、これは、社会的に利用するシステムを開発する必要が生じてくるというふうに、機器の発達、社会的な必要性に応じてこれを振興の対象としていく、端的に言って、「私はこうしたことだといふふうに思いますが、それとも、これはどうでしょう。当然、世界的な技術開発の進展やあいとか、それから、世界的な企業化の段階の違いとか、國のいろいろな

○政府委員(森山信吾君) 端的にお答えを申し上げますと、いま安武先生がおっしゃったとおりだと思います。パターンは変わっておりません。ただ、具体的に、振興助成すべき対象業種といつましても、そのときどきの社会的な環境の変化あるいは経済情勢の変化、さらには国民ニーズの存在するゆえんというものを踏まえまして選択をすべきであるということでござります。

したがいまして、機電法におきましては九十八業種を対象の業種として政令で指定したわけでございます。幸いにいたしまして本法案を成立させていただきました暁におきましては、必ずしも、従来機電法のときには政令指定をいたしました業種がそのままスライドするという考え方ではなくて、新しい時代の変化に応じました観点でセレクトをさせていただきたい、かようになっていります次第でございます。

り方を躍進していく今回の仕組みというのは、私は大変問題だらうと思うわけです。機電法、そして本法案、これでは開銀などの高度化融資がつづけておりませんね。電算機はすでに新機種開発促進費補助金、こういうことで五百七十四億円、これが補助金交付が行われております。そして、現在、超LSI開発促進費補助、こういうことで三百億が見込まれております。さらに税制上の優遇措置が講じられるようになつてもおります。こういうふうな産業政策といいますのは、必ず企業の整理淘汰、これを呼び起こすと思うんです。大きくなるのはごく限られた一部の企業、こういふことはもうはつきりしていると思うんですね。このことは、機電法で最大の二百七十六億円、全体の六〇%の開銀融資を受けております自動車部品業界、この自動車部品業界を見れば私は

明らかだろうと思うんです。日本の中小零細企業がどういう運命をたどっていくかというのが、この自動車部品業界のこれまでの過程を見ればははつきりしていると思うんです。今までの仕組みを残したままで、今後自動車部品業界のようなことが起こらないという保証というのはないと思います。しかも振興の基準も、国際競争力の強化、貿易立国、こういうことが優先されたります。一番大事な国内産業のつり合いのとれた発展を図る、こういう基本的な点が軽視されてしまっています。

そうしますと、ますます日本の産業構造がゆがめられてしまう。これこそ、輸出が急増する、そして円高を引き起こす、海外の批判の対象になる、こういうふうな日本の産業の構造、政策そのものであると思うわけです。国民生活のニーズに応じた産業構造、あるいは知識集約型産業などの振興による産業構造の変化、高度化、それから先端技術の開発促進、こういうふうに言われておりますけれども、あの中身というのは、私は、生産性基準、所得彈力性基準というものを中心に考えて策定した産業そのものの育成、こういうふうなことであって、国家の力、すなわちこういう法案とか行政による優遇等によって、これらの産業の資本やそれから労働力、これを集中動員しようとするとするものにはかならない、こういうふうに思うわけです。

こういうふうな官民一体となつた産業政策、これは本法案のような大企業についての前向きの育成政策もそうですし、構造不況業種のような後ろ向きの救済施策の場合でも私は同じだと思います。いずれの場合も大企業の今後生き残ることの可能な戦略部門の温存、育成、こういうことが措置されている。片一方では中小零細企業の整理淘汰、こういうものが強行されて、労働者は合理化、首切り、こういふもので苦しめられる、こういうことになると思います。私は別に電算機の開発利用をやめよと、こう言っているわけではありません。しかし、今までどおりの産業調整策あ

るいは誘導策、こういうのを続けるなら、基本的な自主的な、技術開発にしても円高の問題にしても、雇用や中小企業の振興の問題にしても全く解決ができない。このことだけは明らかのことだと思いますが、政府のお考えをお伺いいたします。

○政府委員(森山信吾君) 機械情報産業の一つの特性といったしましては、多品種少量生産形態という形態、性格がございます。それからもう一つの性格といったしましては、アセンブル性の強い産業であるということがござります。このことははどういうことかと申しますと、先生が御指摘になりました自動車工業等にも見られる現象でございますけれども、あたかも大企業が独占的に生産をしておる業種であるかのとき、一見そういうふうに見えないこともないわけでございますけれども、その背後にございます幾多の部品メーカーあるいは下請メーカー、いわゆるすそ野の広がりが一番強いのが機械あるいは機械情報産業ではないかといふふうに私どもは考えておる次第でございます。

そこで、過去、機振法、電振法に始まりまして、機電法で七年間の誘導政策というものをとらしていただいたわけでございますけれども、私どもはそういった機械工業あるいは電子工業の持つております特性というものに着目いたしまして、十分なる指導、育成を図ってきたつもりでおります。たとえば自動車――先生が例をお引きになりました自動車部品でお答えを申し上げますと、確かに開銀あるいは中小企業金融公庫等を通じます金融助成は大変多くの部分が自動車部品を行ったわけでございます。ただし、その大部分は資本金十億円以下のいわゆる中堅中小企業に振り向けられたわけでございまして、アセンブルメーカーであります大資本にその金が行つたわけでは決してないわけでございます。そういった機械情報産業の持つ特性というものをぜひ御理解を賜りまして、私どもの政策意図というのもも御賢察を賜りたい、かように存する次第でございます。

の量的な拡大というものを図る必要があるんじやないか、情報処理、情報サービス業といらものはやはり知識集約産業の典型的なものでございますから、今後ますます業種的な発展が期待されるわざでございます。そこで、そういう業種に従事されることは、従業員の方々を量的に確保する、いかにすれば量的な確保ができるかという問題も検討しなければございます。従業員の方々を量的に確保する、いかにすれば量的な確保ができるかという問題も検討しなければございます。

○安武洋子君 いま御答弁の中で量的な問題と、こういうことをおっしゃいましたけれども、私は、先ほど私が実態を申し上げましたような労働強化が引き起こされた原因と、いうものがやはりこの量的な問題にあると思うんです。この原因について、やはり明らかにしておかなければならぬと思いますけれども、IBMに対抗することを初めとして国際競争力をつける、こういうふうなことで、こういう名目ですね、非常に激しい過当競争、特に経費節減とかコストダウン、これを徹底して図るというふうなことで、仕事量はうんとふえている、しかし、片方人員はほとんどふいていない、こういう実情があるわけです。先ほど例に挙げました富士通の場合を見てみると、売上高におきましては七十八期は七十二期に比べて四倍なんです。それから、受注残高においては七八期は七十二期に比べて三倍強なんです。それにまかわらず、従業員数といいますのは、総計で一四%しか増がないんです。しかも技術者といいますのはビーカーどきに比べますと減らされてい

る、こういうふうなのが実態なんです。

ですから私は、政府がコンピューター産業、情報処理産業、こういうような日本経済における中核産業だといふに位置づけられるなら、單にお金を出すというふうなことではなくて、こういふうな労働強化とかあるいは残業を規制するとか、仕事量の増大に見合った雇用の拡大をこそ図るべきだと、こういうふうに思いましたけれども、

○政府委員(森山信吾君) 先ほどの私の発言、大変舌足らずで失礼いたしました。私が申し上げました量的拡大と申しますのは、従業員、労働者の数をふやすという意味でございまして、具体的にはたとえば社内研修の強化でございますとか、あるいは研修設備の増大でございますとか、そういうふうな施設を講ずることによりまして当該業種の専門家の数をふやしてまいりたい、専門家の数をふやしてまいらない、どうしても労働強化というこ

とにつながらざるを得ないと、こういう観点で量的な拡大と申し上げたわけでございますので、それは労働者の数をふやす方の政策をとりたいと、先ほど専門家の数をふやしていきたいたでございました。

○安武洋子君 いま専門家の数をふやしていきたいたでございました。私は、従業員の数、これが増が少ないと、このことも申し上げたわけです。ですから私は全体の雇用の拡大を図るべきではないかというふうに政府の御見解をただしておらず、この点をお伺いして私の質問を終わらしていただきたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 全体の雇用の拡大、まさに御指摘のとおりでございまして、今後情報産業といらものが発展していく過程におきまして雇用の拡大といらものを図つてしまいりたいと、かよううに存する次第でございます。

そもそも機械情報産業は、先生御高承のとおりに雇用の誘発係数の強い産業でございますので、こういった産業を振興することによりまして、雇用拡大のチャンスはますます広がっていくんですね。しかし、こう思いますし、私どももそういうふうに雇用の誘発を図ることによって、雇用の拡大といらものを図つてしまいりたいと、かよううに存する次第でござります。

○藤井恒男君 通産大臣に最初お伺いいたしま

組むべしということを主張しております。近々公明党とも提携いたしまして、具体的に補正予算の内容を付して政府に要求する手はずでございますが、いすれにいたしましても、私どもの現在の経済に対する見方は、過去二年間、五十一年、五十二年ともに上期公共投資に伴つてやや明るさが回復するけれど、それが下期の民需につながらない、しかも景気は順調に回復しておると言えると思いまして、その一つの大きな原動力は、大規模な公共事業のおよそ四分の三を上半期に集中して実行に移しておるわけでございまして、今回の予算措置も公共投資七三%という前倒しに伴う現在の、私は幾分まばら模様による景気回復感だと思います。したがって、これを本格的な回復基調に乗せるために、民需を拡大する、あるいは民間の設備投資を誘発せしめるような政策を織り込んだ補正予算をいいタイミングに組まなければならないと、このように考えております。

本院の商工委員会におきましては、経企庁長官などにこの種の質問も幾たびか行われておるわけですが、どちらかといえばわれわれから見て、七〇年の経済成長は確実である、景気は着実に回復の基調にあるし、昭和五十一年、五十二年の状況とは内容が違うと、自信を持っておるというふうに終始しております。通産大臣はかねがねこの経企庁の見方に対していささか異なつた見解をお持ちのようございまして、まあ産業の実態から見ると、私どもの見方からしたら通産大臣のお考へを改めて近い関係にあるわけです。つまり、下期に、秋口にかけての沈滞ムードを起こしてはならない、そのためには果断に、しかもタイミングよく第一段の補正による手当てが必要であるといふふうに聞いておるわけですが、国会も明日で終わることでござりますし、二十三日に経済閣僚のこの種の問題を扱う会議も予定されておるといふふうに聞いておりますので、ざっくりとお聞きのところでお聞きください。

○藤井恒男君 通産大臣に最初お伺いいたしました。この経済動向について通産大臣にお伺いしたいのですが、私ども民社党は早くから補正予算を

かも下半期も何も心配は要らぬであるうと、こういうことを断定し去るというのも、これも少し行き過ぎであろうと、こう思います。幸いに物価も非常に安定をしておりますので、この際はわが国といったしましては、せつかくますます順調にいま進んでおる経済でござりますから、下半期に息切れがないように、相当強力な追加政策が遅くとも九月いっぱいには必要であろう、そうして下半期のスタートに間に合うようその準備をしていく必要がある、このように思います。

特にいま御指摘がございましたが、構造不況業種の中には非常に深刻なものもなお二、三ございまして、先般つくっていただきました法律では救済しきれない、こういうものもございます。それ

から構造不況業種の集中しております地域は、これは一般の中小企業対策を進めましても、なかなかこれでは救済できない、やはり地域ごとの特別

の対策が必要だと思います。そういう個所が相当ござります。そういうことから、緊急の対策を私は六月いっぱいにある程度やりますと同時に、上

半期中に下半期の景気回復のエネルギーを補強していくと、こういう十分なる対策が必要であろう

と、このように理解をいたしておるところでござります。

○藤井恒男君 総括的な物の見方については私ども同感でございまして、通産省は中小企業を含めたかなり間口の広いメニューを用意しておられる

わけでございますが、いままさに御指摘のように、構造不況業種と称される比較的大型の産業で

すね、造船であるとか合織であるとか、それらが置かれている場所、操業率が八〇%というだけじゃなく、それまで抱えておつたいわゆる企業内に

滞留していたところの余剰人員を全部吐き出しておるというようなことから、地域における求人倍率なんかも非常にばらつきが大きい、地域経済が破綻しておるという状況で、私は、現在の通産省のメニューの中からは救済できない、もつとドラスチックな方法がないものかというふうに思うわけです。そういった雇用不安が波及効果を及ぼし

て、やはり民間のいわゆる個人消費というものもいうことを断定し去るというのも、これも少し行き過ぎであろうと、こう思います。幸いに物価も非常に安定をしておりますので、この際はわが国といいたしましては、せつかくますます順調にいま進んでおる経済でござりますから、下半期に息切れがないように、相当強力な追加政策が遅くとも九月いっぱいには必要であろう、そうして下半期のスタートに間に合うようその準備をしていく必要がある、このように思います。

特にいま御指摘がございましたが、構造不況業

種の中には非常に深刻なものもなお二、三ございまして、先般つくっていただきました法律では救

済しきれない、こういうものもございます。それ

から構造不況業種の集中しております地域は、こ

れは一般的の中小企業対策を進めましても、なかなかこれでは救済できない、やはり地域ごとの特別

の対策が必要だと思います。そういう個所が相当

ござります。そういうことから、緊急の対策を私は六月いっぱいにある程度やりますと同時に、上

半期中に下半期の景気回復のエネルギーを補強し

ていくと、こういう十分なる対策が必要であろう

と、このように理解をいたしておるところでござります。

○藤井恒男君 総括的な物の見方については私ども同感でございまして、通産省は中小企業を含めたかなり間口の広いメニューを用意しておられる

わけでございますが、いままさに御指摘のように、構造不況業種と称される比較的大型の産業で

すね、造船であるとか合織であるとか、それらが

置かれている場所、操業率が八〇%というだけじゃなく、それまで抱えておつたいわゆる企業内に

滞留していたところの余剰人員を全部吐き出しておるというようなことから、地域における求人倍

率なんかも非常にばらつきが大きい、地域経済が

破綻しておるという状況で、私は、現在の通産省

のメニューの中からは救済できない、もつとドラ

スチックな方法がないものかというふうに思うわ

けです。そういった雇用不安が波及効果を及ぼし

て、やはり民間のいわゆる個人消費というものももうひとつ伸びない。こういう点についてはやはり立法措置を講じて、何らかの措置をやらなければいけない。

同時に、わが国の七名成長のためのいろんな施策があるわけだけれど、欧米諸国と比して大きく違うところが、やはり所得減税というものについ

て余りにも福田さんがかたくなであり過ぎる。こ

れは国際的なもう一つの景気浮揚策の大きな柱になつておるわけだから、この辺を、単に所得税減

税というだけじゃなく、貯蓄性向が高いというこ

とを分析して、政策を織り込んだ形で所得減税と

いうふうに私は考へるのです。

この点については具体的に、先ほど申したよ

うに公明党とも十分練つて、新自由クラブともよく話し合うことになっておるようでございますが、

いずれ国会へ提出を願うべく要求を起こしていく

ことになるわけですが、いま言つたような点について、通産大臣のしてどういうふうに考へるか、

もう一度お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 下半期何らかの強力な

景気回復のための対策が必要だということを申し上げましたが、それじゃ、その中身は何ぞやと言います。

さて、これはまだ経済対策閣僚会議等を開いておりませんと、これはまだ経済対策閣僚会議等を開いて

何回かは議論しなければならぬと思つております。

ただ、わが国の場合、所得減税がそういう場合に

適用かどうか、その点は大変疑問に思つてお

ります。歐米諸国では社会資本の投資が非常に進

んでおりまして、景気対策と言いましても、適当な社会資本投資対象がない、そこですぐに減税と

いうことになるわけがありますが、わが国の場合は

どちらぬとは思ひませんけれども、国際会議でそれを繰り返し言明をすれば、OECD

あたりでは日本の経常収支の黒字は百八十億ドル

になるのではないか、こういうことすら言ってお

るような状態でございまして、私どもはそこまで

どうしてもやはりこの緊急輸入は計画以上に大規

模に進めていかなければならぬと私どもは痛感をいたしております。

このまま何もしないで放置をすれば、OECD

にあたりでは日本の経常収支の黒字は百八十億ドル

になるのではないか、こういうことすら言ってお

るような状態でございまして、私どもはそこまで

どうしてもやはりこの緊急輸入は計画以上に大規

模に進めていかなければならぬと私どもは痛感をいたおります。

このまま何もしないで放置をすれば、OECD

たしまして、7%成長といいましても、ほんとに数字をやりくりしたような7%成長もありましょうし、十分余力を持った7%成長もあるうと思うんです。物価に悪い影響が出なければ7%少々超えたって一向差し支えないわけでございまして、そういうことを考えますと、7%成長も余力のある7%成長、こういう形で内需の拡大に日本としては努めるべきではないか。

またさぢに先般の日米会談で総理も、開発援助を拡大をする、従来の五年で二倍にするという計画を三年で二倍にすると、こういう約束もされた。した直後でもござりますから、経済協力の拡大ということに対しては相當真剣に取り組んでいかなければならぬと思います。そういうことをしながらこの問題と私は対処していく必要があるうと、このように理解をいたしております。それから七%といいましても、ことしは物価が非常に低い水準で安定をしておりますから、名目成長といふものは相当低いのではないかと思います。そうすると、なかなか好況感というものは出てこない、こういうことも十分配慮していかなければならぬ課題だと思っております。

（）廣井信男君：（勇氣ながらき）うは時間がもう余りございませんので、突っ込んだ話をさらにすることができないわけだけれど、私は政策的な意図を持つて経済企画庁があのよう言つておるのかなあと思うぐらい、正直言つて7%成長絶対大丈夫だと、もう少し日がたてばやっぱりそうかといふふうな顔をみんなするだらうという経済企画庁の物の言い方は信用できない。どっからはじめても数字合わせで7%というのをつくり上げるなりともかく、経済という、製造業を中心とした経済ということから考へると、7%成長というのはとつてもいけるものではない、また六十億ドルなんといつてももうすでに半分ぐらいこれ来ておるわけですから、一体昨今の国際会議でまだそのことを国際公約的に言つておるんだけど、具体的にどうするんだというのもなく、六十億ドルということ言ひ続けておる。これも本当に恐ろしいこと

だというふうにすら思うぐらいです。したがって、雇用問題も大臣方々できわめて重要な段階にあるということを指摘されておりますので、十八日、経済閣僚会議が目の前にありますから、産業界の実態一番よく御存じの通産省の所管大臣でござりますので、十分指摘して私どももこの九月には渥美とも補正予算を組むべしという論を持っておりますので、対処していただきたいと思います。

きょうは法案審議でございますから、エネルギー問題でござりますが、前々から御質問しておりますナフサ問題は、昨今どういうふうに推移しておるか、私もう以前指摘したわけでもございますが、国際価格にリンクするようなドル建て方式をとるか、あるいは石油業法を変えて需要者側、石化側に国際価格の安いナフサを輸入するような便法を講るべきだという、そういう形をとらずして、長官おっしゃるように、これは石油側と両方の円満な話し合いによって取引で話を決めるべきだということは、これはもう実行性のないことであります。交渉当事者能力を欠いておるわけですからね。だからその辺やはり私は今まで同じ考え方を持っているし、つい最近ではその

社構想を立てて共同でひとつ国際価格で石油、ナフサを輸入して備蓄しようじゃないかといふような動きを現に需要者側が動き始めて、輸入会社が秩序を保ち得るのかどうか、新たな問題がここにまた発生してくるわけです。しかも、こういうふうに円高がどんどん進んでいけばナフサの国際価格との乖離はますます大きくなるし、基礎産業としての石油価格が壊滅的な打撃を受ける。非常に困ったことでござりますので、ひとつこの辺のところを長官としてのお考え、また見通しなどについて聞かせてもらいたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) ナフサの価格問題については、何回か御指摘いただいているわけでござります。

が、私の承知でござります。一月以降の価格交渉の状況でござりますが、私の承知でござるところでは大体山場にきてるんじきないかと。需給両当事者 石油業界と
石炭業界とそれぞれ問題を出し合つて詰めを急いでいるというふうに承知しておりますので、いま少しくこれは注視してみたいと、かように思つております。

それからこれに関連いたしまして、昨年も当初

予定七百五十万キロリットターのナフサ輸入を九百万トンにまで引き上げた、枠を広げたということをございますが、今後ともにやはり状況を見て輸入についても弾力的に対応していきたいと、かように考えております。

それから国際価格にリンクするようにドル建てにしたらどうか、あるいは米法の改正をやつたらどうかという御指摘、これもいままでお聞きしているところでございますが、この点につきましては前々から申し上げておりますように、昨年の十二月以来価格問題懇談会におきまして数回にわたり討議を重ね、問題点を煮詰めてまいっておりますので、近く、おそらく六月中旬にその議論した結果をエネルギー調査会の石油部会の方に持ち上

げまして、その石油部会として、これは需給両当事者が入つておるわけでござりますので、あるいは学識経験者、中立委員も入つておられますので、その場で討議を重ねていただきまして、八月中と予定いたしております総合エネルギー調査会の総括的な取りまとめの中にその解決策と申しますが、考え方といつたものも取り入れていただきたいということを話をしております。それからなお、石化業界が中心になりまして輸入会社案を検討しておりますということも私も耳にいたしておりますがござります。それぞれの立場において御検討なさることも必要かと思いますが、だから私は若干よけいなことを申し上げるかもしけませんが、少なくともそういうふた輸入会社、あるいはそのために必要なサービス、あるいは輸入基地といったものをつくっていく場合には、一つにはコストにどの程度はね返ってくるかというこ

とを御検討いただきながらくちやいけないだらうと思
いますし、それから中長期的に見てナフサの需給
事情がどうなるだらうか。たとえばシンガポール
の石油化学なり、あるいは韓国の麗水だつたかと
思いますが、こういった石油化学プラントが完成
して、そこで需給事情がどうなるだらう、あるいは
は一部、これもここ二、三カ月の現象でございま
すが、ヨーロッパ地域におきましても余りに価格
す

の下落が激しいといったようなことがございまして、一部大手筋たとえばB.P.あたりもナフサの生産を落としてきておるということ。ここ一、二ヵ月やはり値段も上がりつづけております。私は決して消極的な立場で申し上げるわけじゃございませんが、そういった問題点も煮詰めた上でその構想といふものをやはり進めていかれるべきではなからうか、かようになります。

いずれにいたしましても、石油部会の場で価格体系の問題を話し合って、それを総合エネルギー調査会としての全体的な取りまとめの中に報告をしていただきたいということでお願いしておるわけでございます。

三千円——輸入積み増しを含めて、と記憶しておりますのだけれども、一・二・三は大体どれくらいの話がいま出ているのですか、具体的に。

○政府委員(橋本利一君) 先ほども申し上げましたように、各社ごとにそれぞれ対応する相手方とやっておるようでございまして、企業によつて要求なり、あるいは提案の幅もまちまちのようでござりますので、ちょっとこの場での発言は差し控えさせていただきたいと思います。

○藤本恒男君 後でもまた知らしてください、その模様は。

先ほど馬場さんからも御質問があつた模様でございますが、実は今度の宮城県沖地震で東北石油のタンクがやはり溶接部分から亀裂が出て油が漏れたということをございます。これは参議院のこの商工でもたしか昨年か一昨年、川崎のタンクを見に行つた経験があるわけですが、五十年の去故

正、五十一年の消防法改正、一つの改正を経て再び三菱のあのようないことのないようになります。で、かなりシビアな対策が講ぜられておるというふうにわれわれ承知しておつたんです。もつとも既存のタンクについては、これは大変な改修コストがかかるからということで補強策に終始したわけですが、ここに提起されておるわけで、一番問題になるのが、どのような基地を設けるかということになります。やはり同じ事故を起こしておる。今度この法案でいわゆる備蓄法案、これは備蓄をしようという法案がここに提起されておるわけで、一番問題になるわけだけれども、その場合に一番大切なのが保安上の問題。それ見たかということに、大変タイミングとしてはこれは当局側には痛いことだらうと思うのだけれども、この事故の保安上の問題、それから今後既存のタンクが一万トン以上で千何ぼあるのですってね。これをどうするのか。やはり新しいタンクは別だけれども、亀裂を生ずる溶接部分のもろいものというものは全部既存のタンクですね。昭和四十七、八年ごろ建設のもの。ようですが、これをどうやって一遍洗い直すのか。補強するならその手当てをどうするのか。この辺のことを考えなければこの法律も歩き始めることができぬのじやないかというふうに危惧するわけです。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

先ほどもお触れになつたわけでございますが、消防法の改正あるいはいわゆる石油コンビナート法の制定といふやうなことこの場合やはりかなり役立つてゐるという点は十分認められるわけございます。たとえば、工場の外に二重塀いで、いわゆる防油堤の外に全体をカバーするような防止堤があつたわけでございまして、そこで木半のものがとまつていて、一部が流出口からため池に行って、ため池から外にじみ出たと、こういうかこゝでございまして、やはり消防法なり、あるいはコンビナート法の制定によりましてそれなりの効果はあつたと思ひます。それにいたしましても構造上の問題、あるいは溶接箇所などをかしたということでもあらうかと思ひますが、三千キロリッター程度が海に流れ出たということは、われわれとしても非常に遺憾思つておるわけでございまして、現在担当課長が昨日、その事故の後すぐに現地に行つておりますので、戻つてき次第、その状況を報告を受けまして、所要の対処をいたしたいと思います。

まして、法案に反対される方も大変貴重な意見な
たくさん述べておられるわけです。私どもはこ
は賛成したわけでございますが、やはり非常に重
要な問題であるわけですから、この場で出た多く
の意見を十分そしゃくされて、日韓大陸だな法案
が歩き出す過程で、それみたかということにな
ようにも十分配意していただきたい。私どもも現
に参りまして、農民の皆さん方ともいろいろお
もして、心配される向きも十分われわれも承知
ておるわけでございまして、どうぞこの辺を後任
の方にもよく申し継いで、万遗漏のないようにお
願いしたいものだと思ひます。

どうも長い間御苦労さんでございました。

○藤沢弘治君 本日は、石油公團法について質問
をしたいと思っておりましたが、いま藤井委員の
質問の中での河本通産大臣の景気観、経済政策など
についてのお考え方、大変興味深く伺いましたの
で、ちょっとその辺を補足的にお伺いをしておき
たいと思います。

る必要があるのではないか。その上で、幸いに物価も安定をしておるから、七%、七%といいましても、七%以上ということではないで、余裕のある七%という表現をしたわけでございますが、余裕のある七%を目指して経済政策を進めていくとともに物価に悪い影響さえなければ一向差し支えないのではないかということをごぞいまして、これは別の話でござります。

○柿沢弘治君 そうしますと、追加的措置をとらないで、いまのまま放置しても七%は達成はできるというふうにお考えですか。

○国務大臣(河本敬夫君) まあこの点につきましては、これは二十三日に相当時間をかけまして講論をすることになっておりますが、私といたしましては、現時点では予算編成当時と相当事情も変わつておりますので、やはり七%という目標でも相当な追加政策をとらなければむずかしいんではないかと、こういう感じがいたします。

○柿沢弘治君 私どももその点では藤井委員と、それから通産大臣のお考えと、見解をともにする

それから一万キロリッター以上のタンク約二千五百基、容量にいたしまして八千万キロリッター程度のものでございますが、消防法で五年に一回定期検査をやっておるということではございますが、今回のようだ、消防法あるいは防災のための石油コンビナート等の法律だけではやはり充足しない構造上の問題などもあつたんではなかろうかというふうにも思いますので、そういった点十九点詰めまして、それに応じた対応をいたしたいと、かようになります。

○藤井恒男君 時間が参りましたので、最後にこれはお願ひをひとつ申し上げておきたいと思いますが、新聞辞令によると、長官は、この国会で他に栄進なさる模様でございまして、油の非常における苦労さんでございました。

とりわけ、日韓大陸だな問題が、四年越しの問題が昨日の本会議で決まったわけでございまして、この審議の過程でいろいろな意見が出ておりました。

だという御発言をいろいろなところで耳にし、日本に対するわけでございますが、それはいまお話をきつたように、七%以上の成長を目指しての追加的措置とお考えなのか。それともいまのまでは、下期急切れのおそれもある、その点について何らかの対策が必要だというふうにお考えの上で、追加措置を考えておられるのか、その辺はどうもほつきりしないところがあるんですが、どちらでございましょうか。

○國務大臣(河本敏夫君) これは、目標は七%の成長が目標でござります。私が余裕ある七%といふ趣旨のことをおいきましたのは、最近すべての国際機関で日本に対して七%以上の成長を期待する発言が相当統いておりますので、それに対応しまして、頭からこれを否定してしまうと、検討もしないで否定してしまうというのは、国際的に日本を対してそれだけ大きな期待があるわけでありますから、これは余りにも失礼ではないかと。だからその点は頭から否定しないで、よく検討をしてス

官にもそうした趣旨でこの席でも質問をしたこと
がありますが、経企庁としては、いま藤井委員か
らのお話がありましたが、もう大丈夫だとい
うことをしきりにおっしゃつておられる。その点
についてはどうも疑問に思います。

しかし、下期息切れ、もしくは7%成長がむず
かしいかもしない。一・二の成長率が年率にす
ると一〇%というような、かなり高い数字で出
おりますから、そのまま伸びていけば確かに七%
はいくかもしない。その意味では七%がむづか
しいというのは、下期息切れの懸念ということがあ
るんだろうかと思いますが、そう考えてよろし
いわけでしょうか。

○國務大臣(河本敏夫君) そのとおりでございま
して、事情も変化しておりますので、下期は息切
れするおそれが多くにあると、この際おくれない
よう追加政策をとつていく必要があると、こう
いう趣旨でございます。

つしゃいましたが、どういう事情が変化している
というふうに御判断でござりますか。

○国務大臣(河本敏夫君) まず第一番に、予算が
四月の初めに通りましてから、公共事業の進め方

ていろいろ、下半期は四分の一だと、こういう方針を決めました。特に上半期も四月一六月に集中いたしまして、四月一六月の間に全体のおよそ五割やっていくことと、こういうことでありますので、非常に上半期に集中してこれを繰り上げてやっていこうということですね。この点が一つの大きな私は変化だと思います。普通の年でありますと、もう少しだらかな執行方法を進めていくわけでございますが、ここしばらくの間は、上半期に非常に大きなウエートをかけておる、こういう公共事業の進め方が行われておるということでござります。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、予算編成当時は二百四十円という水準で動いておりましたが、予算編成では二百四十五円という数字を基礎にしていろいろな積算が行われております。ところが、現在はそれよりも約三十円高い二百五円前後ということになつております。当然こうなりますと、これまた相当な大きな経済上の影響が出てくる、デフレ効果等も当然考えられると思いますし。それから、それだけ円高になりますと、皆それぞれ産業ごとに、また企業ごとに事情は違いますけれども、できるだけドルベースで値上げをしたいと、こういうことでいろいろやつておりますので、輸出の方は数量で抑えておりますけれども、ドルベースの手取りといふものは非常にふえておる、相当膨大な黒字になるのではないかと、このように考えております。大幅な黒字、これは当初考えておった以上になるおそれがほうつておけば多分にございます。

それから輸出貿易の制限などということは予算編成当初は考へていなかつたのであります。昨年

一四、五%、合わせて二割以上貿易は伸びたわけ
であります。が、ことしは昨年伸びたその数量を抑
え込んで横並びにしようということで進めておりま
すから、当然これが何らかの形で影響が出てく
るのではないか。下半期に解除でもすれば別であ
りますが、このこともやはり予算編成当時には考
えていなかつたことでござります。

それから、これらも七ほど中止としまつてお
り、ア

メリカの先月から引き締め政策に変わつておるといふこと、当然この影響もあると思います。またベースアップも、実は当初はもう少し高いのではないかと思つておりますが、六ヶ月前後という非常に低い水準になつております。これは一面、物価も予定よりも相当低い水準でございますから、その関係から議論しなければなりませんが、物価もベースアップも当初の予定よりも相当両方とも低い水準になつておる、これが一体どういう影響が出てくるか、こういうことをいろいろ総合的に考えてみますと、やはり予算編成当初から見ますと大きな変化が生じておるのではないかと、こういう感じでございます。でありますから、物価も率い安定をしておりますので、この際は、まだ余力があるならば、その余力を挙げて下半期の追加政策のためにこれを活用していくと、こういうことをあらかじめ九月までの間にきちんとやっておくということが大事ではないか。

待つて判断をすることになりますと大変お

これがして、結局何ヵ月かの脚労ができました。そのためにせっかくの景気が足踏みをする、後ずさりをすると、こういうことになりますと、これは国民の皆さんに対しても申しわけないことになりますので、やはり昨年と一昨年の失敗を繰り返さないためにも、事前の何らかの対策が必要である。もしそれで行き過ぎるということになれば、これは引き締めればいいわけでありまして、何もとのとおりやる必要はないわけでございまして、いつでも臨機応変にやれるわけでござりますか

ら十分な準備が必要であろうと、このように考
えておるところでございます。

○柿沢弘治君 大変詳しく御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。それで、お尋ねの件ですが、たが、そうすると、一つは、公共事業が上半期に繰り上げ施行されている、進捗率が高い、ですかね、下期になると空っぽになってしまい。その意味で、公共事業の追加が必要だというふうにお考

○国務大臣(河本敏夫君)　追加政策は私は必ずしも公共事業には限らないと思うんです。公共事業はなるほど激減はいたします。激減はいたします

けれども、公共事業は相当大量に進めておりますから、どこまで消化余力があるか、これはもう各省ごとに詳しく調べてみませんとはつきりわかりません。消化余力があれば、これはまた追加といふことも当然考えていいのだと思いますけれども

も、そこらあたりはまだ調査ができておりません。から、何とも申し上げかねるわけでござりますん。ただ、最近の住宅投資などを見ますと、これも全体としてはうまくいっておるんだと思いますけれども、どうも民間の住宅に対する投資が少し弱い

ような感じがいたします。やはりその背景には土地問題とか金融問題があるんだと思いますが、やはり住宅も公共住宅中心の住宅政策ではなく、民間中心の住宅政策が望ましいと思うわけでございりますので、こういう点もやはりもう少し調べてみ

る必要があらうと思ひます。

型、公共事業主導型の経済でありまして、まだ民間主導型の経済には移っておりません。景気の本格的な回復といえば民間経済が主導すると、こう

いう経済でなければならぬと思いますが、そういうところまではいっていないのでござります。で

ありますから、追加政策は必ずしも公共事業に限つたことでございませんで、全体として経済のエネルギーへの追加になると、こういうことであればいいわけでございまして、その中身はこれから議論をしていきたいと、こう思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 私は追加的な措置のうち、非常に急いでやらなければならぬ三、四の課題があると思うんです。もうきょう、あすにもスタートをさせたいという課題が三、四あると思いますが、それがやはりきわめて深刻な状態にある三、四の構造不況業種は先般つくっていただきました法律では不十分でありますし、それから非鉄鉱山などはこの対象から初めから外れております。だから三、四の深刻な状態にある構造不況業種に対しても何らかの追加措置がしかも緊急に必要である、このように思います。それから構造不況業種は、中心の地域、産業は、特に中小企業はございふんきめの細かい中小企業政策を進めておるわけでございますが、どうしてもそれだけでは不十分であります。やはり全体として仕事がない、金融的にも詰まつておると、こういうことを考えますと、やはり地域ごと、中小企業を中心とする何らかの強力な対策が必要だと、こういうことも痛感をいたします。

それからいまお尋ねの緊急輸入対策、これもやはり案だけを決めてさっぱり実行しないということではなくして、国の経済が一大事にならうとしておるときでございますから、これはやはり強力にかつ着実に、しかも急いで実行していくということが必要だと思います。そのほかにもあろうかと思いますが、いま申し上げましたような、三、四の対策は、これはもうぜひ急いで、遅くとも六月いっぱいには大筋を決めてスタートをさせてもらいたいと、こう思つております。ただ中には、これらの対策を本格的に進めてまいりますために法律が必要なものが相当あるわけです。しかし、法律は必要でありましても、とりあえずは財

政資金とかあるいは民間資金で方針が決まればスタートをさせておきますが、そうしてできるだけ早く法律をつくつてもらつて、それで最後のきめ細かい仕上げをやつしていくと、これでいいのではないかと、こう思つております。

そこで、繰り返して恐縮であります。この六月中に急いで決めてスタートをさせるべき緊急対策と、それから上半期じゅうに十分用意をいたしまして、そして下半期の息切れを防いでいくといふ、そういう対策と二つに分けてやるのがよろしいのではないかと、いま判断をいたしておりますところでございます。

○柿沢弘治君 私が伺いましたのは、河本通産大臣の追加的措置の必要性という議論がやはり補正予算の必要性を主張しておられるのではないか。その意味では九月の臨時国会の解散のチャンスというものと結びついて、通産大臣が総理に若干協力をするような姿勢を見せておられるというふうに勘ぐられているわけでござりますけれども、その辺は、そうするとそういうことではないと、もう直ちに実行をするということであつて、補正予算とか臨時国会とかというものを必ずしも必要とするものではないというふうに考えてよろしいわけでございます。

○国務大臣(河本敏夫君) やはり下半期の本格的な対策を進めるためには当然補正予算が私は必要だと思います。それからさつきも申し上げましたように、六月にスタートさすべき緊急対策も、これは法律なしである程度は短期間はやれますけれども、本格的にやるためにやはり法律が必要だと思います。そういうことのために私は、できるだけ早く臨時国会を開いていたい、九月にこれらの対策を全部仕上げていくと、こういうふうに解散との関係についてお話をございましたが、その点は総理大臣は繰り返して解散はないと、いまは解散などるべき時期ではないということを繰り返して言っておられるわけでありまして、自由民主党の方もそれを受けて、幹事長もそのと

おりであると、総理がせつかくそう言つておられるんだからそれを信用すべきだと、こういうことを言つておられるのであります。さらにまた総理は自分もそれを信用すると、こう言つておられる会長も、総理、幹事長がそう言つておられる以上は自分もそれを信用すると、こう言つておられるわけでありますから、いまや内閣、党を挙げて解散はしないと、こういう私は方向に進んでおる以上と、またそうでなきやならぬ。いまはとても大変な時期でございまして、総理もことしの初めに、おられたわけでございますから、いまでも当然そのようにお考えでありますと、あります。ですから、臨時国会を開いたからといって解散をしないようにすればいいのでありますと、解散をするという前提のもとに臨時国会を開く、そういう考え方では毛頭ないこと申し添えておきます。

○柿沢弘治君 どうも自民党的幹部の方は皆さん純情な方で、素直で信頼をされるのですが、私どもどうも品性がそれほど上品でないせいか、つい疑い深くなりまして、いろいろと気になるのですが、いま通産大臣がおつしやいましたように、これはこれから対策のためにいろいろな追加的な措置が必要だということを私もわかります。その意味では今後やるべきことがいろいろあるだろうというふうに考へておられます。

先般、通産大臣もインドネシアにいらっしゃいました。日本を離れたといたましても、東南アジア周辺に協力さすよというふうに言つておられます。が、昨日も先方からブルタミナの総裁もいらっしゃいます。洋論の打ち合わせをやつたりいたしました。あるいはペトナム等につきましては、これは必ずあの国としまして日本に協力を求めてくるのじゃなかろうかという気がいたしております。あるいはペトナム等につきましては、これは必ずあの国としまして日本に協力を求めているのか、その辺の考え方というものがはっきりわかるような事例がありましたら教えていただきたい。

○政府委員(橋本利一君) いわゆる国家備蓄と民間石油業者としての供給責任といいますか、それを経済的な安全保障という観点から国家備蓄をやっているのか、その辺の考え方というものがはっきりわかるような事例がありましたら教えていただきたい。

○委員長(補正俊君) もつと大きな声で。○参考人(徳永久次君) しかしながら、総体で考えますと、日本の油の依存度というのが現実には中近東に八割ぐらいになつておりますので、やはり中近東、東南アジア等を中心を置いて今後やるといたましても、中近東の産油国の大きさといいますか、現実の大きさといいうものは、も望んでおる。われわれは石油開発に協力することも、それは向こうの国の経済協力に日本も一枚かんでお手伝いしているんですけど、どう形をつく變成つておりませんけれども、これは地域の特殊事情といいますか、御案内のように、また、きのう通りました大陸だな関連法案とかいうふうなものに手がかかったというふうなこともございました。東南アジア中心と言ひながら上げることは、やはり大事なことはなかろうかと思つております。東南アジアの高い地域に対するものでありますから、いまや内閣、党を挙げて解散はしないと、こういう私は方向に進んでおるのを不満のうえを不満のうえに思つております。

○参考人(徳永久次君) いま先生御指摘ございま

○柿沢弘治君 私どもは、石油の大半を輸入に依存しているわが国として、突発的な事件その他によつてまさに油断の危機に見舞われる。これはもう経済の全体の停滞の原因になるわけですから、これに対する何らかの対策をとらなければいけないというふうに思います。その場合に、それでは何日間の備蓄をするか。政府の場合には、公団も含めて百日という数字を出しておられまして、百日がヨーロッパ諸国の平均だというふうに説明をしておられるわけですが、私はどうもこの百日では不十分なのではないかという気がいたします。

これは前に私の同僚と議論をしたときにも出た話ですけれども、一体石油備蓄というのは何のためにやるのか、何を目的にしてやるのかというふうになりますと、突然的な事件が起こったときに、日本が一番最初に手を上げないようにするために備蓄をしていかなければいけない。ほかの先進諸国がまだ石油が余っている本格的な解決への努力をしないでも十分余力があるというときに、日本が最初に石油がなくなつてお手上げをしたのでは、国際経済の中で、先進諸国の中で弱い鎖になつてしまふ。そうしたことは国際的な協調の関係からも避けなければいけないし、その場合には日本だけが先進諸国の中で油断の危機に見舞われるということになる。それが石油備蓄の基本的な考え方でなければいけないという考え方を私の友人が説明してくれました。私もそのとおりだと思っているわけです。

その意味では、平均に合わせるのではなくて、西欧諸国の中でも高いところに合わせていく。もしくはほかの国にプラス十日ぐらいのところは日本は持つている。みんなが手を上げるまで自分は手を上げるつもりはないというぐらいいの備蓄量が必要ではないだろうか。アリとギリギリの話ではありますけれども、これはまさにギリギリになつてはいけない。アリでなければいけないという目標でございますから、その意味ではどうも百日の備蓄というのは非常に不十分だし、それ

がたとえ達成されたとしても欧米諸国よりも低い備蓄では、ある意味では安全保障的な感覚から非常に弱いことになるのじゃないだろうか。その意味では、九十日と百日の差というのには余りません。百日という数字を出しておられまして、百日がヨーロッパ諸国の平均だというふうに説明をしておられるわけですが、私はどうもこの百日では不十分なのではないかという気がいたします。

○政府委員(橋本利一君) 私もただいま柿沢委員が御指摘された御意見に全く賛成でございます。何日分持てば足りるかという判断、これは非常にむずかしいわけでございますが、少なくとも日本が東に依存している石油輸入のウエートは八〇%

である、しかも非常に遠隔の地であるといつたのは、国際経済の中で、先進諸国の中で弱い鎖になつてしまふ。そうしたことは国際的な協調の関係からも避けなければいけないし、その場合には日本だけが先進諸国の中で油断の危機に見舞われるということになる。それが石油備蓄の基本的な考え方でなければいけないという考え方を私の友人が説明してくれました。私もそのとおりだと思っているわけです。

その意味では、平均に合わせるのではなくて、西欧諸国の中でも高いところに合わせていく。もしくはほかの国にプラス十日ぐらいのところは日本

は、いざという事態が起つたときに単にエクスキューズといいますか、になるだけであつて、本当に弱いことになるのじゃないだろうか。その意味では、九〇日と百日の差というのには余りません。百日という数字を出しておられまして、百日がヨーロッパ諸国の平均だというふうに説明をしておられるわけですが、私はどうもこの百日では不十分なのではないかという気がいたします。

○政府委員(橋本利一君) 私もただいま柿沢委員が御指摘された御意見に全く賛成でございます。何日分持てば足りるかという判断、これは非常にむずかしいわけでございますが、少なくとも日本が東に依存している石油輸入のウエートは八〇%である、しかも非常に遠隔の地であるといつたのは、国際経済の中で、先進諸国の中で弱い鎖になつてしまふ。そうしたことは国際的な協調の関係からも避けなければいけないし、その場合には日本だけが先進諸国の中で油断の危機に見舞われるということになる。それが石油備蓄の基本的な考え方でなければいけないという考え方を私の友人が説明してくれました。私もそのとおりだと思っているわけです。

その意味では、平均に合わせるのではなくて、西欧諸国の中でも高いところに合わせていく。もしくはほかの国にプラス十日ぐらいのところは日本は持つている。みんなが手を上げるまで自分は手を上げるつもりはないというぐらいいの備蓄量が必要ではないだろうか。アリとギリギリの話ではありますけれども、これはまさにギリギリになつてはいけない。アリでなければいけないという目標でございますから、その意味ではどうも百日の備蓄というのは非常に不十分だし、それ

だ十日分持ちました、やりましたというだけで

がたとえ達成されたとしても欧米諸国よりも低い備蓄では、ある意味では安全保障的な感覚から非常に弱いことになるのじゃないだろうか。その意味では、九〇日と百日の差というのには余りません。百日という数字を出しておられまして、百日がヨーロッパ諸国の平均だというふうに説明をしておられるわけですが、私はどうもこの百日では不十分なのではないかという気がいたします。

○政府委員(橋本利一君) 私もただいま柿沢委員が御指摘された御意見に全く賛成でございます。何日分持てば足りるかという判断、これは非常にむずかしいわけでございますが、少なくとも日本が東に依存している石油輸入のウエートは八〇%である、しかも非常に遠隔の地であるといつたのは、国際経済の中で、先進諸国の中で弱い鎖になつてしまふ。そうしたことは国際的な協調の関係からも避けなければいけないし、その場合には日本だけが先進諸国の中で油断の危機に見舞われるということになる。それが石油備蓄の基本的な考え方でなければいけないという考え方を私の友人が説明してくれました。私もそのとおりだと思っているわけです。

その意味では、平均に合わせるのではなくて、西欧諸国の中でも高いところに合わせていく。もしくはほかの国にプラス十日ぐらいのところは日本は持つている。みんなが手を上げるまで自分は手を上げるつもりはないというぐらいいの備蓄量が必要ではないだろうか。アリとギリギリの話ではありますけれども、これはまさにギリギリになつてはいけない。アリでなければいけないという目標でございますから、その意味ではどうも百日の備蓄というのは非常に不十分だし、それ

だ十日分持ちました、やりましたというだけで

起こつてくるわけですが、どのタンカーを石油公団として借り上げるかというような点については、これは通産省エネルギー庁で調整をされなければ、それとも運輸省で調整されるわけですか、それとも石油公団でおやりになるわけですか、その辺の仕組みはどうなりますか。

○政府委員(橋本利一君) 用船問題につきましては一応一定の条件をつけて競争入札をいたしてはいかがかと、かように思つて関係省庁と検討いたしております。当然のことのございますが、入札当事者は石油開発公団、もちろんこの法律が成立した後、石油開発公団が行うということにならうかと思います。

○柿沢弘治君 國家的な政策として実行されるタンカー備蓄でござりますから、競争入札によつて最も条件のいいところにというのが一つの考え方だらうと思いますが、同時に、業界全体にそのメリットが均てんするようという点も当然配慮をしなければならないというふうに思いますが、その点についていかがでしよう。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点もよくわかるわけでござりますが、一方、国家資金を使っていくという点も配慮せざるを得ないだらうと思います。それから大体十隻程度で集団を組むということでございまでの、いわゆる集団管理組織に乗るような船でなくてはいけないといったようなこともありますので、そういう条件を詰めた上で、その条件を前提としての入札ということになると思います。

○柿沢弘治君 結構です。

○委員長(楠正俊君) 他に御発言もなければ、四案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

第七号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
八	四終り	九	どうふう	どういうふう
二	一	六	お答えられ	答えられ
三	三終り	五	それからの	それから、

第八号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
一	三終りから	一	斎藤十郎君	斎藤十朗君

四	四	末	進ながら	進めながら
四	四	末	進めながら	進ながら

六	六	六	どうふう	どういうふう
六	六	六	どうふう	どういうふう

八	八	九	どうふう	どういうふう
八	八	九	どうふう	どういうふう

四	四	九	どうふう	どういうふう
四	四	九	どうふう	どういうふう

二	二	九	どうふう	どういうふう
二	二	九	どうふう	どういうふう

末	末	七	どうふう	どういうふう
末	末	七	どうふう	どういうふう

精練業	精練業	精練業	精練業	精練業
精練業	精練業	精練業	精練業	精練業

昭和五十三年七月七日印刷

昭和五十三年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局